

1. 平成25年第3回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

平成25年6月17日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

日程3 議案第82号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程4 議案第83号 郡上市税条例の一部を改正する条例について

日程5 議案第84号 郡上市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

日程6 議案第85号 郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

日程7 議案第86号 郡上市子ども・子育て会議条例の制定について

日程8 議案第87号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程9 議案第88号 中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	山 川 直 保	2番	田 中 康 久
3番	森 喜 人	4番	田 代 はつ江
5番	兼 山 悌 孝	6番	野 田 龍 雄
7番	鷺 見 馨	8番	山 田 忠 平
9番	村 瀬 弥治郎	10番	古 川 文 雄
11番	清 水 正 照	12番	上 田 謙 市
13番	武 藤 忠 樹	14番	尾 村 忠 雄
15番	渡 辺 友 三	16番	清 水 敏 夫
17番	美谷添 生	18番	田 中 和 幸

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 日 置 敏 明 副 市 長 鈴 木 俊 幸

教 育 長	青 木 修	市 長 公 室 長	田 中 義 久
総 務 部 長	服 部 正 光	総 務 部 付 部 長	武 藤 隆 晴
健 康 福 祉 部 長	羽 田 野 博 徳	農 林 水 産 部 長	野 田 秀 幸
商 工 観 光 部 長	山 下 正 則	商 工 観 光 部 付 部 長	水 野 正 文
建 設 部 長	武 藤 五 郎	環 境 水 道 部 長	平 澤 克 典
教 育 次 長	細 川 竜 弥	会 計 管 理 者	三 島 哲 也
消 防 長	川 島 和 美	郡 上 市 民 病 院 事 務 局 長	猪 島 敦
国 保 白 鳥 病 院 事 務 局 長	藤 代 求	郡 上 市 代 表 監 査 委 員	齋 藤 仁 司

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	池 場 康 晴	議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長	丸 井 秀 樹
議 会 事 務 局 議 会 総 務 課 長 補 佐	河 合 保 隆		

◎開議の宣告

○議長（清水敏夫君） おはようございます。

議員各位には、連日の出務、御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（清水敏夫君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には10番 古川文雄君、11番 清水正照君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（清水敏夫君） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽せんで決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。答弁につきましては要領よくお答えされますようお願いをいたします。

◇ 上 田 謙 市 君

○議長（清水敏夫君） それでは、12番 上田謙市君の質問を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） おはようございます。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

今回は、第2次郡上市行政改革の取り組み方針と課題ということを中心に4点お尋ねをいたします。

郡上市の行財政改革の歩みを振り返るとき、合併直後の平成17年度からの5年間は行政改革集中改革プランという計画に沿って、そして平成21年度からは第1次行政改革大綱という計画に基づきながら、行政組織機構の見直しであるとか、職員数と公債費負担の適正化を初め、行政運営の全般にわたって取り組まれて今日に至っていると承知をいたしております。

そして、第1次行政改革大綱の計画期間を1年繰り上げて、改革への4つの基本方針と12の重点項目で構成をされております第2次行政改革大綱が今年度からスタートをいたしました。

そこで、今回、策定された大綱に記載されている主な取り組み項目の中から、特に4点の項目を選びまして、今後、郡上市が行政改革に取り組む上での方針や課題についてお尋ねをいたします。

まず、1点目の質問は、再任用職員の採用計画についてであります。

いただいた手元の資料によりますと、平成25年度以降、公的年金の報酬比例部分の支払開始年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられるということに伴いまして、60歳で定年になる退職者の皆さんは収入がなくなる期間が生じること。さらに、少子高齢化社会が一層進む時代にあつて、高齢者の方々の知識や経験を活用する就労環境の整備、働く場所を整備する必要があることから、雇用の延長が重要な課題となっているということでもあります。

60歳で定年になる人々の雇いを延長するという国の方針を受けて、この春改定をされた郡上市の職員の定員適正化計画では、再任用職員の採用者予定数が明記をされております。

そこで質問ですが、再任用する職員の職務の内容であるとか、ポストの確保、特に管理職で退職される職員については、再任用する場合のその能力と経験ということは十分活用していく必要があるのではないかというふうに思っておりますけれども、そうしたことについてどのようにお考えであるのか、日置市長にお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君の質問に答弁を求めます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 御質問にお答えをいたしたいと思いますが、今御指摘のございました再任用の問題でございます。

この問題は、お話がございましたように、これから報酬比例部分の年金の支給年齢が順次、約12年ほどかけて1歳ずつ引き上げていくという形で65歳以上というふうになることに伴いまして、これまでと同様60歳の定年ということをつと続けてまいりますと、定年で職は退職をしたけれども、報酬比例部分の年金は支払われないという空白部分が生ずるということで、これについての対応が求められてるというものでございます。

既に民間については、この高齢者等の雇用安定等に関する法律ということで、法律に基づいて措置が求められているものであります。この法律の中で、国家公務員とか、地方公務員は一応適用除外という形にはなってるわけですが、抱えてる問題は同様の問題を抱えてるということで、このたび3月でしたけれども、国のほうでは、国家公務員については、ことしの、今年度末からそういう必要が生じてくるわけですが、希望をする退職者については、それを再任用していくと。そして、その再任用もできればフルタイムの職員に再任用すると。そして、それが諸般の事情で非常に難しければ、短時間勤務という形の採用の仕方もあり得るという方針を国の国家公務員の扱いについては決められたわけでございます。

これを閣議決定のレベルで決められたわけですが、その際に国のほうからは、地方のほうも、地

方公務員についても同様の問題を抱えているので、ほぼ国家公務員と同様の措置をとられるよう要請するというようなお話が総務副大臣のほうから参っているわけでございます。

そこで、郡上市の場合ですけれども、基本的には、まだ平成31年度ぐらいに向けて、例えば普通会計の職員で言いますと50名ぐらいは職員数を減じていかなければならないという問題を抱えているということと、それからもう一つは、たびたびこれまでも問題になってますように、現在、職員の年齢構成が非常に、50歳以上ぐらいのところが多くて、そして、しかもそういう定数削減をしておるものですから、非常に若手職員の層が薄くなっているということで、職員の年齢構成の適正化、あるいは新陳代謝ということを図っていくためには、最大限新規の若い職員も採用していかなければならないと、こういう問題を抱えているわけでございます。

そういう中で、私どもとしては、今のところ、おおむねこれから60歳定年という形で迎えていかれる職員の再任用の問題についてどうしようかということ、今検討をいたしておるところでございますけれども、これは、今御質問があったように、ついていただく職の問題、あるいは処遇の問題、いろんなことと関連をして、これから定年退職を迎えられる方が実質どの程度再任用の希望があるかということにもかかわってくると思いますが、想定として、半分程度はそういう希望をされるかなというふうには思っております。

ただ、郡上市の場合は、例えば都市部と違って、定年退職をされても、例えば現時点においてもおうちが兼業農家であったりとかということで、退職をされた後、全く収入の道を絶たれるという方ばかりではないということも勘案をしなければいけないかと思っておりますけれども、そういう中で、おおむね希望があれば、半数程度はそういう希望に応じていかなければいけないかなというふうに思っておりますが、その職、具体的なポスト等については、一方、その退職をされる方の側に立てば、これまでの経験や知識、いろんなものを活かした場所をとることが必要かと思っておりますけれども。

また一方では、そういう組織の若返りを図っていく、新陳代謝を図っていくという意味では、例えば退職をされたときのポストをそのまま例えば1年、2年と任用を延期するということは、再任用するということは、かなり困難であるというふうに思っております。

現に国の場合も、この閣議決定をされた内容を見ますと、例えば本省の局長、部長、課長等というような職には、その退職時にそういう職にあった人を任用するということは原則としてないという扱いを決めておりますので、私どもも、特に今お話のあった管理職等の方で、定年退職される方のその知識、経験等を十分活用することは望まれますが、例えばダイレクトにそのままそこにまた引き続きおいでいただくというようなことは、よほどの、例えば例外はあるかと思っております。

現在でも、特定の資格を要している職員の、一生懸命そういう職員募集をしても、なかなかそういう職員さんが応募してこない、あるいはとれないというような、そういう職種もございまして、例外はあり得るかと思っておりますけれども、そういった管理職等の方々も再任用される場合には、一定

のその立場は退いていただいて、後輩のためにアドバイスをするとか、いろんな形で組織全体の活力、知識、そういうものを支えていただくような場に回ってもらうというようなことが必要かと思っております。

いずれにしろ、その辺の具体的な問題については、今年度末の退職者からそういう希望が出てくるわけでございますので、今、人事課を中心にいろいろ検討を進めておるところでございますが、鋭意いろいろな総合的な角度から検討してまいりたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） これまで郡上市では、職員数の適正化ということに向けて、60歳の定年を前に職員の皆さんには勧奨退職を、お願いをしたりしてきたことを考えますと、この再任用職員の採用は、これまでの市の行政改革という大きな流れに対してどうなんだろうかというようなことを私個人では思いますし、また、この再任用職員の採用ということは、市長も申されましたように、今後の新規採用者数にも影響をしてくるということであろうというふうに思っております。

しかしながら、今回の年金の支給年齢の引き上げに伴う雇用の延長という、今回こうした事態というのは、定年で退職する、そうした公務員の皆さんの再就職活動を、これは公に支援をしていかないかんようになったのかなど。国会などでは、特に国の官僚なんかは天下り云々というようなことを言われますが、地方ではそんなこともできることでありませんけれども、長年勤めてみえた公務員の皆さんが退職後、生活に困るといようなことが残念なことでありますので、そういう意味では、そうした退職する職員の皆さんの再就職ということを支援していかんなんらんといいうな検討を始めないかんのかなというふうに私自身は思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、公の施設などの見直しについてお尋ねをいたします。

第2次行政改革大綱によりますと、民間事業者などのノウハウを活かして、効率的で効果的な施設の管理運営を行うために、指定管理者制度の導入を進めることと、民間に譲渡したほうがより効果的な地域の振興が期待される公の施設については、譲渡を推進することが明記されております。

平成24年1月でありましたが、行財政改革特別委員会において、指定管理者制度が導入されている宿泊施設、観光施設、農林産物加工施設、特産品販売施設について、平成25年度から3年間を譲渡実施予定年度として、民間へ譲渡を行う17施設が列記してありましたけれども、それを第1期分として示されておりました。

その17施設を民間へ譲渡する見通しと課題はどのようであるか。そして、譲渡が実現すれば、市へは固定資産税であるとか、土地使用料の相当金額が納入されるということになると思いますけれども、その試算金額はどのようであるか、あわせてお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。

御指摘のとおり、この第2次郡上市行政改革大綱でございますが、4つの基本方針と12の重点項目ということで構成をして、現在、これを広く周知をし、また、皆様にお取り組みを進めていただくようお願いをして回っているところでございます。

その中で、ただいま御質問の公の施設の指定管理者制度への移行ということと、さらには、そうした指定管理者制度において取り組まれております公の施設の民間化と申しますか、民間への譲渡という問題につきましては、この4つの柱の中で、一つは、財源減少に対応する行財政体制の確立という一つの方針。もう一つは、地域経済の活性化につながる、創る改革の推進という、2つのこの柱におきまして、このことにつきましての方針を示させていただいております。

もともとこの方針につきましては、23年度のほぼ後期でありましたが、平成17年度から導入を進めてまいりました、この指定管理者制度がちょうど2回転をしまして、昨年この3月議会におきまして、多くの施設が更新期を迎えるということにつきまして、改めてその指定管理者制度の運用に関する指針というのを、見直しをし、策定をしたわけでありまして。

その中で、現在、この指定管理者制度で運用をさせていただいている施設の中で、今後の運用につきまして、例えばですけれども、この視点として6つ定めて、設置目的を既に達成をしている施設、あるいは設置目的が現在の市民ニーズに対応していない施設、あるいは類似の施設を民間が設置をされており、廃止や譲渡によっても市民サービスが低下しない施設、次が、利用状況が著しく低く、今後も改善される見込みのない施設、また、利用者が特定の住民団体に集中している施設、民間に譲渡したほうが地域振興に有利であると、有効であると判断されるような施設、こうした6つの視点を持ちまして、昨年の更新時には施設の点検をさせていただいて、そして更新へ向けてきたわけでありまして。

そうした中で、1つは、部別に管理しておる施設の中で、性質別と申しますか、その施設の実際の利用の実態のあり方、その目的別に仕分けをしてみますと、ただいま申し上げた6つの視点の点検が非常にしやすいということがありまして、現在、ことしのケーブルテレビまで含めまして63施設あるわけでありましてけれども、こういうものを高齢者の福祉関係の施設でありますとか、障がい者の関係の施設でありますとか、宿泊施設、温泉施設、農林産物加工施設等々の分野別の施設分けをして、点検をしたということでございます。

そういうふうにして取り組んできた中で、昨年の段階におきまして、今大綱の前段として考えてきたことは、地方交付税の減少に伴って、計画的かつ大幅に財政規模を縮小していく必要の中で、この民間譲渡を含む公の施設の見直しは不可欠であるという前提、それから、ただいま申し上げたような中で、それを行っていくことによって、創る改革を推進することができないかと、この2つ

を6つの点検の視点の上に重ねてくる中で、63施設、これ現在の数字ですが、これを第1次譲渡検討施設として、17施設をこの中から選定をしたということでございます。

これに基づきまして、現在調整に取り組んでいるところでありまして、それぞれ所管の部、あるいは振興事務所を含めまして、そうした方針の中で各施設を一つずつ当たらせていただいておりますのでございます。

ただ、合併前の旧町村から、それぞれの施設というのは、基本的には地域振興の目玉施設と申しますか、非常に重要な施設として、旧町村の時代に皆さんが力をそこに注がれて、そしてそれが地域活性化に大きな貢献をされてきた施設ばかりであります。そういうことの中で、しかし、これからの道行きの中では、ただいま申し上げたような取り組みをしなくてはいけないということで、六十数余の中の17施設を第1次分の対象施設として現在交渉をさせていただいております。

その推進に当たりましては、まずその譲渡、後方団体と申しますか、その受け皿であります運営母体が、まず経営がしっかり安定をされて、所期の目的がそうした譲渡によっても安定的に達成をされてるといふような状況が必要でありまして、これは国や県の補助をされた立場から、そうしたことが求められる部分でございます。

また、こうしたものが自前になってきますと、それは当然のことですけれども、固定資産税が発生します。そして、その底地につきましては、市は引き続き市の土地になりますので、そこにつきましては、市に対しての土地のその借り賃というものが発生をしていくということでございます。現在よりも経営状況としては圧迫する要素が非常にふえてくるということがあります。

そして、先ほど申し上げたように、活性化のときの取り組みからいけば、相当年数を経てきておるといふことは、施設の一定の老朽化が進み、また、そのメンバーの皆さんも、一定経過して、お年をとられている団体の場合もあると。こうした状況の中でございますので、一つ一つ点検を今させていただいております。

現実問題として、17施設の中で、既に2施設につきましては使用料をいただいて、そして近々そうした譲渡へ向けての手續へ運んでいけるものが出てきておりますし、また、それ以外の施設におきましても、一定の施設改修をしながら、そしてそれを一つのバネにして、地元にお渡しをしてやっていただくというふうな形で進めてきておりますので、個別にそうした達成をしていくということにつきましては、それぞれ議会に対しましても条例の改廃等々もございまして、経過を御説明し、御報告し、御指導をいただきたいというふうにして思っておりますのでございます。

そこで、先ほど御指摘の2つ目の御質問ですけれども、固定資産税、あるいは土地使用料の試算金額につきましてはありますが、譲渡を検討しております今回の第1次分でございますけれども、この17施設を譲渡することができた暁の仮のお話ではございますが、一つは、固定資産税相当額とし

ては286万1,000円という、これ年額でございます。それから、その底地の貸し付けにつきましては、土地使用料の収入といたしまして522万8,000円ということで、合計、1年間に808万9,000円というふうな市としての収入が上げてくるというふうな、これは一つの推計値でございますけれども、一応出しておるところでございます。

ただし、先ほど申し上げたような状況からいけば、一定の自立化へ向けましての経過措置をどのように配慮すべきとか等々の問題がございますので、こうしたものは、経過年数、あるいは評価の見直し、あるいはただいま申し上げたような対策等によりまして変化していくということについてはお含みをいただきたいというふうに思います。

なお、今後の進め方ではありますが、先ほど申し上げたような17施設の取り組みを部と振興事務所で取り組んでおりますが、これをまずしっかりやっていくと。そしてもう一つは、それが進まない場合は、しっかりその分析をしまして、場合によりましては、その受け皿というものが別でやっていくという場合が必ずしもないわけではないということと、場合によりましては、市内の他地区、あるいは場合によりましては、広くその運営をよりよくしていただける団体というものを視野を広げていくというふうなことも考えていかななくてはならないというふうにして考えておりますので、あらゆる方策を検討をしながら、こうした譲渡の方針に向けて取り組みを進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 合併前の7地域では、当時は建設する必要があったという、公の施設であったとは思いますが、郡上市の将来にわたる維持管理費の負担というようなことを考えたときに、財政運営の健全化を目指すためには、公の施設をある時期には民間へ譲渡するということが、これはやむを得ない重要な課題であろうというふうに思っております。

そして、第1次行政改革大綱からの引き継ぎの重要課題として、この公の施設の民間への譲渡ということがあるわけでありまして、答弁者としてお願いはしてなかったんで恐縮ですが、この民間への譲渡に向けた、ひとつ日置市長のお考えであるとか、決意のほどをひとつお聞かせをいただきたいなというふうに思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 公の施設の民間への譲渡等につきましては、ただいま市長公室長が申し上げたように、それをつくった当初においては、公の施設としてつくる必要があったというようなものであっても、現在のその利用のされ方等からすると、特定の団体なり何なりが使っておられる、そういうものを利用して例えば生産活動をしておられるとかというようなことで、必ずしも公の施設として維持管理をしていく必要はないのではないかと思われるようなものが、ただいま、まず当面

は第1次分として検討の俎上に上げてあるわけでございます。

そういうものについて、室長が申し上げたように、それを民間へ移譲するには、いろんなクリアしなきゃならない幾つかの問題がございますので、そういうものをクリアしながら、現在掲げているものについては、でき得る限り早い時期にそうした形に民間への譲渡というような形で、将来の市の財政負担の軽減、あるいはそういう形にしたほうが、現在その施設を使っておられる方々にとっても、創意工夫を活かしながら、いろんな活動がやっていけるというメリットがあるものがあるかなと思いますので、そのような形で努力をしてまいりたいというふうに思います。

(12番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 上田謙市君。

○12番(上田謙市君) ありがとうございます。第2次行政改革で明記されている公の施設の見直しについて、もう一点お尋ねをいたします。

郡上市の財政状況を健全にするため、その職員数が減少する中で市民へのサービスを向上させるために、公の施設などの指定管理者制度の導入を拡大するという、この第2次行政改革での取り組み項目がございますが、博物館や歴史民俗資料館、ホール・公会堂はどのような方針であるのか。特に芸術文化の振興を目的で建設されております、隣の建物の郡上市総合文化センターの指定管理ということについてはどのようにお考えであるのか、教育長にお尋ねをいたします。

○議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) それでは、御質問のことについて、要点についてのみお答えをさせていただきます。

今後の指定管理者制度の導入の見通しですけれども、これは検討をするということも含めてお答えをしたいと思いますけれども、利用者が利用しやすく、かつ利用上の効果が見込まれる施設に指定管理制度を導入するというのを基本にしてしておりますが、そういう意味で言えば、郡上市も総合スポーツセンターは今後も継続していきたいということを考えております。

それは、専門的な指導者による指導が期待ができますし、それから体育施設の管理については適切に行っていただいておりますので、今後も雇用の機会の拡大ということもありますから継続していきたいと。

そこで、そのほかの施設についてですけれども、利用者が利用しやすくなり、また、その利用者の増加が期待できる、そういった施設について、管理運営の一部を指定管理者制度に導入をする。そのことについて可能かどうかを検討する施設として、例えば大和の総合センターがございますが、この施設については、利用時間の拡大など、利用者の便宜が図ることができるかどうか、あるいは地域の行事や地域活動への協力というのが、期待ができるかどうか、そういったことを含めて、これは今後は検討していくことがあろうかと思っております。

それから、明宝の歴史民俗資料館ですけれども、このことについては、文化財の保存、それから保護の責任を教育委員会が果たすということが前提になりますが、利用をしていただく方がふえるですとか、あるいは文化財の活用について効果があるとか、そういったことの見込みが立つ場合については指定管理者制度の導入ということも検討していきたいと思っております。

それから、基本的に行政が管理運営に責任を負うといったものですけれども、これは博物館として、文化財の保存、あるいは保護について、きちんと責任を持って対処しなければならない。例えば白山文化博物館等については、これは基本的に行政が責任を負っていくものだというふうに考えております。その際に、学芸員などの専門職員等がきちんと配置されるということが今後必要になってくるだろうと思っております。

また、図書館については、これは生涯学習の情報拠点としての本当に機能を充実していかなければならないというふうに考えておりますので、郡上市の図書館、本館、分館について、あるいは分室についても、今後も市が責任を持って管理運営に当たっていきたくと。

それから、生涯学習、それから文化活動の拠点施設として適切な管理運営をしていかなければならない施設として、郡上市の総合文化センター、それからふれあい創造館、まん真ん中センター等がございますが、こういった施設についても同様に市が責任を持つべきものだというふうに思っております。

それから、文化ホールに類するものですが、これは、文化活動の振興と絡めて考えなければならないことですが、施設の管理と、それから文化活動や文化事業の推進を一体となって担うことのできる事業者、あるいは団体が指定管理者になるということが必要だろうと思うんです。これが大事なことだと思いますが、そのための条件として、文化事業の企画運営など、その自主的な事業推進ができること、それから施設整備の適切な管理運営ができる専門的な職員の配置があること、こうしたことがその条件になろうかと思えます。

そういう意味からも、今後、文化活動、それから文化事業の振興については、自主的に事業推進をしていただけるような団体、あるいは行政との連携、協力について、今後非常に大切になってくると思っておりますので、団体育成や支援についても検討を進めていきたいというふうに考えております。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 郡上市総合文化センターについては、合併する前の八幡町時代は運営委員会、教育長さん御存じのように運営委員会があって、市からの300万円という文化振興のそうした補助金をもとに、自主公演をする団体が活発な催し物を、大ホールを活用してやっておったと、細かいことも書いてきましたが、時間の関係で触れませんが、そういうことを思いますと、今教育長御答弁されたように、郡上市総合文化センターに指定管理者制度が導入されるということに

なれば、どうか地域芸術振興のために、特にこの大ホールでの文化的、そうした催し物を自主企画ができる、そうしたことが開催できることが指定管理者の条件として私もほしいなと思いましたが、どうかその線に沿って適切な指定管理者を選定していただきたいというふうに願っております。最後に1点お尋ねをいたします。

合併して10年目となりまして、10年間続いた地方交付税の合併算定替えの特別措置が本年度で終了して、いよいよ来年度から普通交付税減少が始まるということが、この大綱にも明記をされております。そして、平成31年度には、一本算定による普通交付税額ということになるために、現在より約35億円の普通交付税が減少するということが記載されております。

行政改革の大きな目的は、財政運営の健全化のためであるというふうに考えております。そのためには、歳出の削減とともに、歳入の確保も重要なことでもあります。第2次行政改革大綱の歳出の削減に向けた取り組み項目として、補助金、交付金、負担金の見直しがあり、歳入確保対策には使用料及び手数料減免規定の見直しがあります。

その中でも特に、補助金と減免規定の見直しの取り組み方針と課題、見直し予測とその効果というようなことについて、どのようにお考えであるのかお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思いますが、今お話がございましたように、郡上市の財政は、これまで懸命に合併以来、身の丈に合った行財政体制の確立ということで努力をしております。そういう努力の結果として、これから例えば、これまでもそうですが、先ほども問題に出ておりました職員数の削減等によって、人件費もかなり削減をしております。また、公債費負担、いわゆる借金の返済負担もかなり返済をして、これからは減少に向かうというふうに思っております。

基本的な考え方として、地方交付税の削減の吸収する柱としては、今申し上げました人件費の削減、それから公債費負担の削減、それからもう一つは、物件費の中の需用費であるとか、いろんな意味で行政をやっていく場合のコストをなるべく削減をしていくということもこれまた考えていかなければいけないわけですが、どうしても、しかし、マクロ的に財政フレーム等を見てまいりますと、今御指摘のあった補助金等を、相当程度削減をしていかなければいけないというふうに思っております。

補助金の中身については、これまたいろいろ性格的に違うものがございます。現在市内に永続的に存在している団体に対する補助金であったり、あるいはこれまでずっと続けているイベントに対する補助金であったり、あるいは政策誘導的に地域づくり等について、いろいろな各種の補助金を出すことによって、それぞれの地域の例えば集落総点検事業であるとか、いろいろなものを誘導してきたというような補助金がございますが。

今考えておりますのは、1つは、マクロ的なアプローチから、ある程度この範疇に入る補助金等の総削減量のようなものを見通しを立てながら、そして非常にたくさんある補助項目ございますので、今年度特に、来年度の予算編成入る前に1度、補助金の総点検事業をして、そしてその効果であるとか、必要性であるとか、そういったものを見きわめながら、あるいはまた、他の自治体における例えば類似の団体に対する補助の状況はどうだろうかというようなことも検討をしながら進めてまいりたいというふうに思っております。多分誰にも喜ばれない作業であるというふうに思っておりますので、よく検討をして進めてまいりたいというふうに思います。

一方、特に使用料等の収入確保のほうでございますが、これも今、例えば社会体育施設等を中心にして、公的な活動についてはほとんど減免をするという形でやっております。これも一方では、補助金とちょうど裏腹のような形でございますが、そうした活動に対する支援をするという意味で減免をしているものでございますので、でき得れば、できるだけそういう市民の皆さんには安い形で施設を使ってもらいたいというふうには思いますが、これもしかし、ある意味では、またそういう施設を使われる方と使われない方との公平性の確保といったような観点もございまして、他の自治体でもどのような御負担を市民の皆さんにお願いしているのかというようなことも勘案しながら検討を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

(12番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 補助金と減免規定ということについて思うのは、資料の中にもこうした文言がありました。受益と負担の適正化。私が思うには、受益と負担の公正で公平であることが大事かなと思っております。同じ趣味やボランティアの活動をしていても、ある団体は所管が違うことから優遇を受けたり、あるいは上部団体に加盟しているということから使用料を免除されたり、そういうふうなことを市民は不公平感として感じるわけでありまして、どうか公正で公平な補助金と減免規定の見直しということで、観点をそこに置いていただいて、よろしく願いをいたしたいと思っております。

時間が参りましたので、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、上田謙市君の質問は終了いたします。

◇ 山 川 直 保 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、1番 山川直保君の質問を許可いたします。

1番 山川直保君。

○1番（山川直保君） 議長より許可をいただきましたので、ただいまから一般質問をさせていただきますが、私、今回5点の大項目を通告しております。しかしながら、重複がござい

すので、ただいま申し上げますものを割愛させていただきたいと思います。

まず、4番の企業誘致についての中国木材関係につきましては、細部にわたり御説明いただいておりますので、これは削除したいと思います。

それと、5番の積翠園、いわゆる奥濃飛白山観光開発株式会社についてなんですが、これも削除しようと思ったんですけれども、一般質問の明くる日、中日新聞、また岐阜新聞に10番議員の質問が大きく取り沙汰されて、見出しが大きかったという観点から、あえてこれをまた質問させていただきたいと思います。

それで、そうしますと4つになるわけなんですけれども、5番のこの奥濃飛白山観光開発株式会社についてを1番目にさせていただきまして、5番、1番、2番、3番の順で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、その14日の一般質問を終えた後、その明くる日の15日、中日新聞、そして岐阜新聞に、各紙面には、私たちのこの市議会一般質問のこのように大きな見出しで出されておりました。「副市長が社長のホテル積翠園、市長、経営を改善」、これが岐阜新聞ですし、また、中日新聞には「ホテル積翠園、第三セク、社長に郡上市副市長」、このように上げてありました。これほど大きく新聞社が取り上げることは私も正直思っておりませんでした、それほど敏感にマスコミが反応した結果だろうということを思っております。

そこで、この記事を改めて読み返すと、やっぱりこれはいかんな、何かあるなと思います。改めて奥濃飛白山観光開発株式会社、いわゆるホテル積翠園の経営について副市長にお聞きしてまいりたいと思います。

一般質問第1日目の市長答弁で、当該会社の発行総株式数と、また市の所有の持ち株数の比率、そして副市長が代表取締役社長に就任された経緯はお聞きをいたしましたので、1点目の小項目は削除をさせていただきたいと思います。

それでは、本日の副市長に、この同社の社長としてなられた、そしてその抱負について伺いたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 積翠園の私が代表取締役社長に就任したまでのいきさつにつきましては、前回の答弁のほうにございましたけれども、この積翠園、お城山の下で非常に大切な、観光の場所としては大切なところにつくってこられた、かつての旧7つの町村の出資をいただき、なおかつ取締役にも多くの町村長が就任されてきた歴史といったものを重く受けとめたいと思っております。

岐阜バスが撤退する段階におきましても、そのことについて非常に危惧し、ただ単に撤退で、それで廃止といったようなことはなかなか認められるものでもないという市長がおっしゃいましたように、

何とか岐阜バスで維持することをお願いしつつ対策を練ってきた結果が、今のような状況下でございます。

それで、つくられた理由というもの、かつてこの郡上郡においては、そういったホテルのようなものはなかったと。最近ではスキー場を中心にホテル、あるいは八幡町にも1社ございますけれども、ホテル群はなかったと。これ他市でもホテルについては結構出資をされて誘致してみえる例があるわけですが、多分かつての町村長はそういった思いの中で、この郡上にもこういったコンベンション、あるいはホテル的なものは要るんじゃないかなろうかといったようなことでつくられたものだと思っております。

そうした原点に立ち返って、非常に経営が、かつてのスキー場を経営しながらやってこられた状況の中で、時代が変わってきたということで厳しい経営の中で、若干その当時つくられたときの思いとも違うような経営形態になってきたんじゃないかなろうかといったこと等々を踏まえまして、今現在受けた以上、私も今いろんな情報、あるいは分析をしながら、今後のあり方、特に原点として、あの位置にある、あのホテル積翠園をどういう形、最も大切なことは、コンベンション機能、あるいは結婚式場等々を含めた施設の機能強化だろーと思っておりますけれども、そういったことを進める必要があると。

ただ単に宴会をやるだけとか、あるいは8つの部屋の宿泊をふやすというようなことだけではなく、こういったコンベンション機能というものを強化する、そのための料金体制はどうかとか、従業員の教育はどうかといったようなことも踏まえまして強化をしていきたいと。

そして、当然郡上市、出資比率は少ないわけでございますので、何らかの形で方針を出した上は、今度は強く引っ張っていける支配人なり、あるいは役員なりを決めて、民間の方々に進めていただくのが最も適当ではなかろうかと。特に郡上市に対する思い入れの強い方々の協力を得ながらやっていきたいということを思っております。

(1番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山川直保君。

○1番(山川直保君) ただいま社長の積翠園に対する抱負を伺いました。とても前向きで本当感心をいたしましたところであります。また、副市長におかれましては、本当に御苦労さまなことやなど、私からも敬意を申し上げたいと思います。片や郡上市の常勤の特別職として、そしてまた、片や普通法人の代表取締役として、2つの、二足のわらじをはかれまして、市の行財政のかじ取りと、また、会社の経営の立て直しのかじをとるということ、いわば両手使いのスペシャリストとして今後の御奮闘を願うとともに、期待をするわけではありますが、しかし、私の理解する普通法人の企業の社長たる職務は、日夜自社のことを忘れず職務に専念し、会社の利益を最優先に考え、確実に業績を向上させ、そしてその結果、雇用する従業員、そしてその家族の家計を潤すとともに、なおかつ、

地域の活性化に寄与できる得ることが普通法人の最大の目的であると考えます。

一般質問1日目の市長答弁においては、市にとっては非常に大事なコンベンション施設である。いろいろ受けとめ方があるだろうが、その機能を守るために努力し、この施設を引き続き存続させていくという目的を主な理由に述べられておられました。

また、営業損失が、繰越損益が毎年1,100万円から1,400万円ずつ重なっているという、この厳しい経営の状態も報告をされてました。

そこで、この施設経営の立て直しのためには鈴木副市長が適任だと申され、その理由として、旧明宝時代の第三セクター事業の立ち上げなどの経緯があり、また、その経験、そしてその実績を備える副市長が適任と判断されたということも申されたと思います。

加えて、その際、同社が公的なものであるような御発言があったかのように覚えておりますが、果たして市が4%の持ち株という、この非常に少ない持ち株状態で、実際一般的に、常識的に見て、公的な会社であるなどと市民の皆様は思わないのではないかと私は推察いたします。

合併の経緯もございませぬけれども、私が認識不足なのかわかりませんが、岐阜乗合自動車が経営者であったとき、皆さんもこれが、その昭和39年ごろですけども、それは第三セクという認識はまだ言葉もなかったし、なかったかもしれませぬね。でも、この持ち株数で運営されていたのに、なかなかそういう認識が我々も少なかったんじゃないかなということだと思います。

もう一つ申し上げますと、コンベンション機能を持つ施設というものは、市内はともかく、この八幡町内にはほかにはないと認識も持たれているのでしょうか。

ここで私の思う結論としては、会社設立の経緯からしても、市が株を少数であるが有し、そして市街地近隣にあり、利便性の高い当施設経営に際し、ネクスコ中日本と連携、協力し合いながら、社の立て直しを図ろうとすることは、それにつきましては同感でありますけれども、同社の厳しい経営を立て直すためには、常識的に考えても、社に常勤をして経営に専念をする方こそが適任でありまして、鈴木副市長が社長を兼任することは好ましくないと考えます。

なぜならば、副市長、あなたは郡上市の常勤特別職としてなすべき仕事はたくさんあるはずで。給与は市民の税金から全額出ております。同社に勤務することが無報酬であろうがなかろうが、このことは市民からしてみれば、大きく首を縦に振れることではないと私は思うのですが、いかがでしょうか。

したがって、鈴木副市長には市行政に専念していただくことが、市民からしても本望であり、同社の役員株主にもし適任者が存在しないと言われるのであれば、これは広く公募してでも、優秀でやる気のある社長を充てて、当然常勤としてお勤めいただき、同社の経営の向上を図っていただける方法を選ぶべきではないでしょうか。私はそう思いますが、市長いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 副市長に積翠園の社長に就任をしていただいた経緯については、この前申し上げたとおりでございますし、現時点において、私は、少数、非常に比率は低いけれども、郡上市がそうした出資もしている。そしてまた、その果たしている機能が非常に公的なものであるという認識から、要請に応じて、今回、市の出資者として取締役を従来出していた経緯から、取締役を交代して、副市長に取締役になっていただき、また、これまでの経緯等を勘案して社長に就任をしていただいたということで、現時点においては、私は郡上市の選択として間違っていないというふうに思っております。

確かに御指摘のように、副市長も激務でございます。そして、抱えている課題はたくさんございますけれども、現時点において、そうした諸般の要請に応えるために、副市長に頑張ってもらいたいというふうに思っておりますし、そうした形でこの積翠園の立て直しに当面当たっていただくことについては、私は市民の理解は得られるというふうに思います。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） ありがとうございます。再度意見として申し上げたいわけなんですけれども、平成21年の6月の23日付、総務省の自治財政局公営企業課から、第三センター等の抜本的改革等に関する指針というものが出されております。これはお読みになられたでしょうか。

この中の7ページ、あえて読ませていただきますが、第三セクターにおける経営責任の明確化と運営体制ということで載っております。これ役員について書いてあります。「役員の選任については、職務権限や責任にふさわしい人材を民間も含めて広く求めることが適当であり、民間の経営ノウハウを有する人材が積極的に登用されるよう努めるとともに、当該法人の事業内容、あるいはほかの出資者との関係で、地方公共団体の長等が役員に就任する場合にあっては、その職責を十分果たし得るか検討した上で就任する必要がある」という指針が出されておまして、このあたり、この持ち株数が幾ら少なくとも、持ち株というものの権利はもちろん市民にあります。市民の財産です。

この持ち株のこの財産を権利として行使する場合に、今は行使されて役員になられてる、行使する場合には、当然関係委員会、もちろん総務委員会に正式な報告と相談がなければ、これは遺憾なことだと私思います。

この中をずっと読んでみますと、この第三セクに関しては、株式数云々にかかわらず、市民に広く公表し、そして議会の相談をかけるよう指導もなされておるわけなんですけれども、これが4月ですか、それが突然なられたということに関して、私は今後しっかりと改めていただきたいし、相談もしていただきたいというふうに思って意見を申し上げておきます。

次の質問に移らせていただきます。

南海トラフ巨大地震の対応についてお伺いをいたしていきたくと思います。

1点目といたしまして、南海トラフ巨大地震発生時、本市が守るべきものの優先順位をどのよう
にお考えかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 南海トラフ巨大地震が発生した場合に、本市が守るべき優先順位ということ
でございますが、これは、南海トラフの大地震にかかわらず、一旦災害が起きたときに、まず優先
されるべきことは市民の生命、身体が安全であるかどうかと、その安否ということが一番気になる
わけでございます。いろんな災害に対して、最大限市民の生命、身体、こういうものの安全が守ら
れるべきであるというふうに思っております。

したがって、そうした場合には、まず安否を確認する。そうしたことをした上で、特に生命
の危険に瀕している、そうした方々に対する医療であるとか、そういう応急対策というような形で、
災害が起きた場合には時間軸を追って、いろいろと必要な事項が発生をしまいたします。起きて直
後何時間以内、あるいは1日、あるいは1週間というような形で、いろんなその災害に対する対応
のニーズも違ってまいりますが、いろんな物資の確保であるとか、あるいは輸送路の確保、インフ
ラの確保であるとか、いろんな、あるいは医療施設の体制の確保であるとか、そういった形で時間
軸に応じて、まずは第1に市民の生命、身体の安全ということを第1に考えてまいりたいというふ
うに思っております。

南海トラフの地震につきましては、郡上市は内陸部でございますので、臨海地とはまた違った形
で災害想定等もされておりますので、場合によれば、もちろん郡上市自身だけのことでなくて、近
隣の市町村、あるいは例えば友好交流提携をし、お互いに災害応援しようというようなところへ
もまた目配りをしていかなければいけないかと、そういうことも思っておりますが、まずは重ねて
申し上げますが、市民の生命、身体の安全の確保ということを第一義としていかなければいけない
というふうに思っています。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 私も同感です。また、それにつけ加えて、友好都市もそうですけれども、子
どもが町へ出ていっとるとか、親戚とか、そういう方々もうまくそのときにフォローできればなど
いうことを思います。

次は、総務部長に伺うんかと思いますが、これ2点目、3点目一緒に今させてもらってもよろし
いでしょうか。

まず、本市の友好都市であります福井県の大野市、そして兵庫県の篠山市と締結済みであります、
災害時相互応援協定の実施に関しまして、細部にわたりまして、この必要事項を定められておるか。

定められておれば、いつ協議し定められたかをお答え願います。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 御質問の中で、大野市とは平成19年の1月、また篠山市とは平成24年の1月に、災害時における相互応援協定を締結してございます。今、この協定の中身の応援の種類の内容では、食糧の供給、また応急復旧に必要な資材等の提供、また職員の派遣、それと住宅のあっせん等々、協定に必要な事項のみを定めてございます。また、両市における被害想定において、当然情報の収集提供を受けてございます。

それで、いつということは、この情報提携において、大野市においては18年の12月に受けてございます。また、篠山市においては23年の12月ということで、協定締結前に受けておるということでございます。また、大野市とは、防災訓練への参加活動を実施しておるという状況でございます。

（1 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 理解いたしました。それではもう一点ですが、一昨年から友好都市となりました三重県の志摩市、こことは、このような写しがありますけれども、協定書、多分まだ1枚しかできてないんだと思います。日置市長と大口市長が結ばれた23年6月30日のものです。この中には1、2、3と記述がしてありますけれども、5つ目の災害時の相互応援というふうに書いてあるわけなんです。しかし、これをどれだけまた具体化にしていくかということが大切なことだと思います。さきの南海トラフ巨大地震の対応につきましても早急に急がれるべきと思いますが、本市と志摩市は具体的な災害相互応援協定を早期に結ばれる考えはあるのか伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 南海トラフの巨大地震の報告もされた現状の中で、7月の13日に協定の調印式を行うよう調整を進めておるという状況でございます。

（1 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） それでは、進められておったというわけで、私も知らなかったもので、それはよく納得しますし、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、次の質問、これも5点目、6点目一緒にさせていただきたいと思います。

南海トラフ巨大地震による志摩市の被害想定を把握しておられるか、また把握しておられないかをお聞きしたいと思いますし、その被害想定を把握されていれば、いつごろ知ったかということをお伺ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 被害想定でございますが、南海トラフの被害想定において、非常に志摩

市の場合、津波の最大が26メートルと、また浸水面積が市の全体の12.5%と、また面積においては2,250ヘクタールという予想でございます。特に志摩市においては、志摩市内でも孤立する部分もございます。また、志摩市に至る道路等によって、地震等によって崖崩れ等によりまして孤立する可能性もあるということを受けてございます。

このことは、5月の16日に志摩市の災害対策室と協議しまして報告を受けてございます。特に今回、この想定をもとに、両市の相互訪問し合いながら、応援の進入ルートとか、地形の確認を行うことが非常に大事じゃないかということで認識は一致してございます。

また、そのほかに、災害時いかに災害時行動計画、より詳細な計画をつくりながら進めていこうということで、今準備を進めております。

(1 番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1 番（山川直保君） 冒頭、市長が質問にお答えいただいた、もちろんこの郡上市の市民の生命、財産を守っていくということは、もちろん優先的な順位ではございますけれども、この志摩市が災害想定をされた、その志摩市防災会議というものが平成23年3月にあった月、3月、そのときにちよど志摩市の地域防災計画というものをこんなような分厚い本で出されておまして、私ももらってきたんですけども、それには東日本大震災のような想定は全く書いてなかったんですね。

ですから、その1年後、昨年です、8月に内閣府が公表されたこの津波想定、新聞にも出ましたけれども、三重県だけで4万3,000人が死亡するというような恐ろしい予測です。その中でも志摩市が、本当に6分で津波が到達し、今言われたように26メートルの高さがある。

私、志摩市の知人がおまして聞きましたら、起きたら、もう終わりやと。その方も市議会の方たちと仲いい方が見えまして話聞くと、どうしようかということ、どうもならんと。もし我々がそういった議会に属しておれば、どうしようかということを思いますよね。ですから、志摩市だけで独自に何人亡くなるとかといったような想定は恐ろしくて内部資料にも、志摩市自体の内部資料にも書いてないような状態なんですね。

そうした中で、どうにかしていかないかと思うんですけども、この南海トラフ地震について次の質問は、志摩市の幹部と抱える問題について協議を先ほど行ったということも今お聞きいたしましたけれども、郡上としてできることは何ぞやということ考えたときに、次の質問に移りますけれども、この友好都市3つの中で、本当に、真剣にその方たちの身になって考えると、この東日本大震災から学ぶ一つとして、志摩市、ここが津波を受けることの確率って大ですね。そうしたことから、過去の震災から学ぶ一つといたしまして、被災者が住宅難になると。今の統計では、三重県全体で4万3,000人。そして、1週間の避難者数って69万人と言われておりますけれども、多分志摩市はこの中でも一番大勢の避難者が出るんだと思います。

そうした場合に、この郡上市内には、ちょうど百九十数カ所の民宿、旅館、ロッジなどがありまして、約7,000人強の宿泊できるキャパというものを持っております。そうした災害時には、もちろん観光客などが訪れるということは極めて少なくなると思います。そうしたときに、何とかこの宿泊キャパを使って、そうした方々を助ける、そうしたことが大事ではないかなということを思います。

東日本大震災においても、後からですけれども、県や国がそうした賃貸住宅、もしくはどっかに一時避難されたその経費の3分の2を見るとか、何十万円以下までは見るといった、一時的なそういった制度というものはもうある程度できておりますから、そうした費用負担についても、郡上市の宿泊施設も、ただ無料で泊めるわけではなく、返ってくるものだなということも思っておりますけれども、そうしたことは郡上市の観光協会、観光連盟、そうしたところとあらかじめ協議を行い、そういう体制をつくっておかなければできないというふうを考えるわけでありまして。そうした協定を結ぶ考えがありますでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） そうした、特に南海トラフ巨大地震等が発生した場合、御指摘のように、志摩市などでは相当の避難の必要な方が出るだろうというふうに思っております。このことは、南海トラフ大地震においては、郡上市においては、それほど巨大な被害想定はされていないわけですが、郡上市においても直下型の大地震の場合には、相当数の全壊、半壊の住宅が出るという想定もされておりますので、ただ志摩市との関係というのみにとどまらず、私は郡上市自身の問題としても、今御指摘されたことは非常に大事なことだというふうに思っております。

総務課のほうにおいて防災体制の検討の際に、この市内のそうした旅館、民宿等をやっておられる方々との、こうした災害時における連携については、過去においてもその必要性は十分認識をしておりますながら、今おっしゃったようなことについて、具体的な関係者との取り組みの相談がまだ十分できていないという状態でございますので、御指摘も受けましたが、郡上市自身のためにも、そしてまた、志摩市のそうした想定を考えたときにも、今お話があったようなことは緊急を要することだというふうに思っております。

私の手元の資料でも、市内には約185の施設、そういった宿泊のできる施設があり、また、それぞれの施設において何人泊まれるというキャパの最大限でも、約1万人近い宿泊ができるということでございます。災害時に具体的にどれだけ泊められるかということは、観光の場合とはまた違いますので、必ずしもこのとおりではないと思いますけれども、いずれにしましても、そういう市内には施設があるわけでございます。そういう施設自身ももちろん被害を受けないとも限りませんが、お話があったように、早急に関係者と協議をしてまいりたいと思います。

（1 番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 守るべき優先順位というものを踏まえながら、そういう形を人道的にも、物的にもお進めいただきたいと思います。ちなみに私も小さいキャンプ場やっておりますけど、毛布は何百枚もありますし、約1,000人ぐらいは泊まれるキャパもあります。そういうものもつけ加えながら協議していただければということも思って、この質問を終わらせていただきたいと思いません。

次の質問にまいります。次は人事について伺います。

まず、1点目といたしましては、本市の人材評価は公平正常に機能しているか、簡単に所見をお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 人事評価の仕組みにつきましては、春先に役割達成度、目標管理という面談の上でやりまして、そしてその目標を実行していく、それをまた面談の上で評価をしていくというのが、これ役割達成度評価と、これは一つであります。

もう一つは、職務につきまして、10点ぐらいの指標を持ちまして、これは課長がしっかり職務行動評価として評価をしていくというふうな2つの仕組みを持っております。これはほぼ定着をできておりまして、評価者研修というものをやっておりますので、それを1年に2回、その仕組みとして実行しとるというところでございます。

また、OJTを通じまして、職場におけるさまざまな指導を日々行い、評価をしておるということでございます。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 今のお答えで1つわかったことは、あるシステムをありながら、そういう形で公平正常に機能しているものということ理解をいたしました。

2点目ですけれども、本市の一般職員全員の性別職員数と比率をお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 郡上市の一般職、これ行政職給料表の適用という、そういうふうな条件で見ますが、全職員が618名でございます。このうち男性が444人、パーセントでいきますと71.8%、女性は174人、28.4%。大ざっぱに言いますと、男性が7割、女子が3割ということでございます。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 次ですが、本市の一般職員の級別における3級、4級、それぞれの性別職員

数と比率及び5、6号給の合計の性別職員数と比率をお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 級別の給料表の体系の中で、3級というのは主査、これ一般職、それから主任、主査、係長を含めた監督職、これは混在をしておりますが、3級は人数でいきますと合計で310名、そのうち男性が215名、女性が95名ということで、比率は男が69.4、女性が30.6ということで、先ほどとほぼこれは同じ、均衡しております。4級というのは、課長補佐の補職にあるものでございますが、全体で96名、うち男性が84名、女性が12名、男性のパーセントが87.5、女性の割合が12.5ということでございます。5級につきましては、次長、課長、主幹、6級につきましては部長職であります、いわゆる管理職でございます。5、6級を合計しますと、合計88名、うち男性が77名、女性が11名ということで、男が87.5%、女性が12.5%という割合でございます。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） ただいまそれぞれの職員数並びにその比率をお聞きいたしましたが、その数値について客観的に感想があれば、市長に感想を述べていただきたいと思っております。副市長に通告しておりました。

○議長（清水敏夫君） 副市長 鈴木俊幸君。

○副市長（鈴木俊幸君） 今ほど職員数は大体7対3の割合で、男性が7、女性が3ということでございました。それで、今ほど級別でいきますと、3級、いわゆる主任、主査から係長クラスまでいきますと大体7対3ぐらいの割合なんですけれども、その後、女性の率が下がってくるという点がございます。

それからもう一点は、この昇格につきましては試験制度をとっております。ですから、受験者、受験率がどうなんだろうということでございますけれども、受験率が大体、課長職の昇任試験を受ける女性が、対象女性の数から言いますと大体38%ぐらい、係長につきましては44%ほどあるわけですが、まず受験率が低いということがあるのかなということも思っています。男性の場合は大体受験率は8割ぐらい、課長職含めまして8割近いとこまでいっておりますので、そのような関係で、女性が44%で、課長職あるいは部長職への試験等自体がおくれておるといことが事実だろうと思っております。

ただ、合格率は、今度受けられる人数からいった合格率は圧倒的に女性のほうが高くて、後々はだんだん女性の比率というのが高くなっていくのかということも感じております。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 受験率とか複雑なこともございますが、私が率直に申し上げたいのは、この

5、6のあたりですね。5、6の方ばかりだと思いますけれども、どなたも女性がこの中に見えませんが、だから、私はこの年齢別の構成というものを見るのではなく、男女比における幹部職員の数、女性職員幹部数が比例通り存在しているかということに着目をしていきたいと思います。

このことは、郡上市の定員適正化計画の内容の最後を見ても、年齢別、性別構成表などありますけれども、職員の公平性に関しては、障がい者の雇用とか、あと法定雇用率などにとどまっているだけでありまして、この性別と級に対する公平人事については一つもうたわれていないのが今のところ事実ですね。

また、郡上市の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例による、任命権者が毎年7月の末までに市長に報告する人事運営の状況報告書の報告事項の中には、そのような男女公平に係る詳細についての文面のほか、また、口頭でもそれはされていないのではないかなということを思います。

さきの質問でお答えいただいたとおり、男女比に対する女性幹部が明らかに少ないのではないかなと思います。また、部長級では皆無の状態ではないでしょうか。私は5年ほど前にここにおりましたが、そのときも女性がここに並んですることはゼロでしたし、2期目はわかりません。

皆さんは御承知のことと思いますが、今度、厚生労働省でしたか、16年ぶりに事務次官が登場して、これは総理大臣の意向だったなどということが書いておりましたけど、それは別にいたしましても、そこで、我が市が無駄にしているものは何かということを考えてみました。それは、かくも優秀な女性職員の実力を本当に引き出せていないという点ではないでしょうか。

質問の冒頭に、人材評価はもちろん公平正常に機能しているというところを伺ったところでありますけれども、数字から読み取れる人事評価は決して平等ではない。果たして我が市には、女性職員の努力を正しく評価するシステムが足りないのではないかということを思います。いかがでしょうか。

郡上市の公平委員会では、その公務員労働基本権を宣言して、職員の利益の保護と公正な人事権を行使されていると思いますが、委員会からはそうした意見はないのでしょうか。疑念を抱いても当然と考えます。今後の早急の課題とされたいと思いますが、所見を市長にお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私は就任以来、女性の登用には意を用いてきた、払ってきたというふうに思っております。例えば御指摘のように、今この例えば部長級になかなか女性がいないじゃないかと、こういうことでございますが、ここまで来るまでにはそれなりの段階を踏んでこななければいけないという意味で、これまでの御指摘のようなことがあって、なかなかまだそこへ到達していないということがあるかもしれませんが、今後、そうした積極的な活用というものに十分意を払ってまいりたいというふうに考えております。

（1番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 山川直保君。

○1番（山川直保君） 試験においては、部長になる試験はないというふうにお聞きをしております。これ任命権者のことだと思いますので、課長11人見えますね、その中から対する比率はゼロではないと私は思っております。これだけお見えでしたらね。

1分残しましたけれども、建設部長、私この間も後回しにして、これまた、建設部長せっかく、なかったのを御答弁いただきまして、今回もそのような結果になりまして本当に申しわけなく思うわけなんですけれども、また次回の機会にということでお許しをいただきまして、私の一般質問を終えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（清水敏夫君） 以上で、山川直保君の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定をいたします。よろしく願いいたします。

(午前10時53分)

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時05分)

◇ 田代はつ江君

○議長（清水敏夫君） 4番 田代はつ江君の質問を許可いたします。

4番 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） おはようございます。議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして進めさせていただきます。

最初に、政治参加を促すにはということで質問をさせていただきます。

いよいよ7月の参院選から、インターネットを活用した選挙運動が解禁されることになりました。若者の政治参加を促す効果が期待されていますが、実際にこれが投票率の向上に結びつくかどうかは未知数のものだと思います。

全国的な統計を見ると、若者の投票率は他の世代に比べ低調だと言われていますが、郡上市に於いての年齢別投票率を最初に教えてください。

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君の質問に答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、年齢別投票率ということでございますが、まず投票率の関係ですが、郡上市内の全投票区の年齢別投票率の統計はとってございません。全投票区が80ございますけど、全区はございません。投票終了後、管内の郡上市内の投票率と近似の投票率を示す投票区

を抽出しまして、年齢別の投票状況を調査してございます。全国的な統計もこのような統計の仕方で行ってございます。

それで、平成24年の12月16日執行の衆議院選挙においては、郡上市内において73.35%でございました、投票率が。そこで、近似の投票区においては、投票率が72.35というところの1投票区を抽出しまして投票率を算出してございます。

それで、ここでは、20代が38.24%、30代が68.03%、40代が71.85%、50代が90.17%、60代が82.81%、70代が90.00%、80代以上が44.32%となっております。

そこで、財団法人明るい選挙推進協会から、全国で188カ所の投票区を抽出した年代別の投票率が、ここでも20代においては37.89%と、30代において50.10%、40代においては59.38%、50代において68.02%、60代においては74.93%、70代においては73.92%、80代においては48.08%でございます。

郡上市においても20代の投票率が38.24%と、全国的には37.89で、やや高いですが、20代の投票率の低いことがうかがわれるという状況でございます。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ある選挙前に行った若者の意識調査によると、「行かない、迷っている」と回答した理由で最も多かったのは、「投票所に行く暇がない」で、次いで、「どの党も議員もよくわからない」だったそうです。若者の投票率向上は、若者が投票しやすい環境整備とともに、投票の判断基準となる情報提供が不可欠になると思います。ネット選挙の解禁で、若者への情報伝達手段が広がることは間違いありませんし、インターネットの普及は、若者にとって注目する人を見つけるきっかけとなり、政治の距離は急速に縮まることが期待されています。

さて、投票しやすい環境づくりとして、最近では期日前投票が盛んで、棄権防止に大きな効果を上げていますが、郡上市における期日前投票率が県下でどれくらいの位置にあるのか教えていただきたいと思えます。

○議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長(服部正光君) 24年の12月16日の衆議院選挙においては、期日前投票率は郡上市で25.05%でございました。これは、県内の市部の中では2番目でございます。それでまた、県内の全市町村の中では4番目という順位でございます。また、平成25年の1月27日の知事選挙のときには20.98%ということで、県内の市部の中では一番高い投票率でございます。また、県内の全市町村の中では4番目という位置でございます。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 期日前投票に行った場合、大勢の立会人の中で宣誓書を書くということは、高齢者のみならず結構面倒なものです。郵送してくる入場券に宣誓書を印刷してもらい、必要な人は家でそれを記入して行ける方法はとれないのでしょうか。それにより、若者、高齢者ともに投票しやすい環境ができると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（清水敏夫君） 総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） まず、公職選挙法で基本的な原則として、当日の投票主義ということがございます。そこで、期日前、選挙当日に仕事に従事したり、業務等によって投票区以外のところに見える方とか、疾病とか、いろいろな状況の中での事由によって期日前投票ができるということがございます。

そこで、期日前投票の宣誓書の様式において、公職選挙法施行規則に規定する様式を使っておるということで、国、県の選挙においては、県の選管のほうから示される様式を使用してございます。特に宣誓書においては、非常に最近は簡略されて、事由欄のところは書くのではなく丸を打つと。あとは氏名、生年月日、住所のみというような形になってございます。

宣誓書を前もって選挙人の方に送付するというようなことにおいて、非常に所要の時間とか、また手間料金がかかる部分でございます。それ以上に、宣誓書というのは当日会場で書いていただくということは、成り済まし投票の不正防止を防ぐという意味合いが大きなものがございます。選挙人の便宜を図る観点からも検討は必要だと思うんですが、当面は投票所に来られた選挙人の方に圧迫感のないような形で、引き続き投票しやすい環境づくりに心がけていきたいと思っております。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。事実、入場券の裏に宣誓書を印刷してみえるところもあるというふうにお聞きしました。都会に比べて、郡上市は投票率は大変よいと思いますが、市民が政治に参加できる第一歩がまず選挙だと思います。貴重な1票が無駄にならないように、今後とも推進に努力をしていただきたいと思います。

2点目に、風疹の予防接種に対する補助金について質問をさせていただきます。

全国的な風疹の流行を受け、新聞紙上では毎日のように県下の対応状況が発表されていましたが、一般質問の通告を提出した時点では郡上市の対応が発表されていませんでしたので、このような質問を用意しました。通告した翌日、郡上市の対応が補正予算案に盛り込まれていましたので、質問内容を若干変更させていただくことを御了承ください。

まず最初に、郡上市における風疹の流行の実態をお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 初めに、郡上市の風疹対策でございますが、御承知のように、都市部を中心とした風疹の大流行、このことを受けまして、先天性風疹症候群の発生を防ぐ、このことを目的として、本市においては今般の補正予算において所要額についてお認めをいただきましたが、23歳以上で妊娠を予定または希望してみえる女性、それから風疹の抗体を十分保有しない妊娠している女性の夫を対象としまして、今年度に限った緊急措置としまして、接種にかかわる全額を助成するという制度を設けさせていただきました。このことによりまして、接種対象者は市内の医療機関で無料で接種を受けていただくことができる環境を整えたというものでございます。

接種費用でございますけれども、1人当たり約1万円を要しますが、このうち県の助成が2,500円、残額を全て市費で賄うというものでございます。

そこで、御質問の風疹の流行状況でございますけれども、関東や関西方面を中心として、約9,400人の方が罹患をされたとの情報がございます。風疹の発生動向でございますけれども、患者の7割以上が男性、うち20代から40代までの方が約8割を占めております。

また、風疹の患者さんでございますけれども、男女ともに予防接種の履歴のない方や罹患不明の方が大半を占めておるという状況にございます。県内でも十数人の方の罹患が確認をされておりますけれども、幸いにして現時点において、市内で罹患された方の医療機関からの情報はない状況にございます。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 今部長がこれから、今後のこと用の用意した質問の回答もほとんどいただいたような感じになったんですけども、重複するかもしれませんが、昭和54年4月2日から昭和62年10月1日に生まれた人は、法律の変わり目で予防注射を受けていない人が多いのが現状です。この人たちが今、結婚、妊娠という時期を迎えています。平成7年以降に中学校を卒業したお子さんたちで、幼児期に風疹の予防注射をしていない人が多数おられます。風疹は子どもの病気と思われていますし、風疹自体は恐ろしい病気ではありませんが、妊娠中に妊婦さんが風疹にかかると、おなかの赤ちゃんにいろいろと影響を及ぼすということです。

平成7年以前に中学校を卒業した女性は、特に理由がない限り、中学校3年生のときに接種をしています。接種のことを覚えている人は少なく、両親を含めても忘れてしまう人が多いようです。また、大人になるまで風疹の抗体は残っていません。自然に消えてしまう可能性が多いと言われております。

この方たちも大人になり、結婚を考える年になったら、もう一度風疹の予防接種を受けてくださいと言われてますが、抗体の検査の費用はどのようになっているのか、また、予防接種を受けるとき

に抗体検査がぜひ必要なかどうかということをお教えください。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 御質問の抗体検査の費用でございますけれども、医療機関によっても違いはございますが、市民病院では7,350円、白鳥病院では5,764円が必要になると聞いてございます。

今回の助成制度でございますけれども、検査にかかる費用は助成の対象とはしてございません。検査を否定するものではございませんけれども、一定の費用を要することから、罹患や抗体の有無が不明な方にあつては、まずは医療機関に御相談をいただく中で、早い時期におけるワクチン接種が有効かつ有益であると考えてございます。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 予防接種の費用が、今部長もおっしゃいましたように、2人で約2万円ほどかかると、そういうふうに使われていますが、全国的にも、また県下でも、今この予防接種に対する助成が検討され、郡上市においても23歳以上の妊娠を予定、希望している女性、また胎児の父親に、県の補助金2,500円に加え、全額を助成する補正予算案が可決されました。

ここで質問ですが、23歳未満の女性が、過去に定期接種の機会があつたにもかかわらず、ワクチン接種を受けなかったのは自己責任という考え方のもとに、今回助成制度の対象にならないという理由、また、ワクチン接種はいつの時期が望ましいのか、そして郡上市内の病院ならどこでも対応がしていただけるのかどうかという、この3点をお聞きしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 御質問の風疹ワクチンの接種の年齢でございますけれども、この接種については、1977年、昭和52年度に中学の3年生の女子を対象にした定期接種として始まりました。その後、中学男子も対象になり、学校で行われてきた集団接種から医療機関における個別接種のほうへ今移行をいたし、対象年齢、また接種の方法、接種の回数が変更されてきたという経緯がございます。

この間における予防接種の接種率でございますけれども、決して高いとは言えない状況にあつたことから、18歳から22歳の年齢層を対象にいたしまして、平成20年度から24年度までの5年間でございますけれども、時限措置とした定期接種、定期的追加接種として行われてまいりました。こうした経緯から、接種機会が1回しかなかった、平成2年4月2日以前にお生まれになった23歳以上の女性を対象として、今回助成の措置を講じたというものでございます。

次に、妊婦の夫の接種の時期の御質問でございますけれども、現在、妊婦の風疹抗体検査でございますが、初回の妊婦健診時に行っております。まずはこの結果を御確認いただくことが必要にな

ろうかというふうに思います。妊婦さんの風疹抗体が低い場合については、できるだけ早い時期に御主人の接種をお勧めするものでございます。

郡上市では、少しでも早い時期からの接種ということから、県の緊急対策事業の始期でございます7月1日を前倒しいたしまして、今月の6月の20日から助成を開始いたします。

なお、妊婦の夫につきましては、風疹の抗体がないと判断された方に限られますし、また、女性におかれましては、あらかじめ1カ月間避妊をした後に接種をいただくこと。また、ワクチン接種2カ月間は妊娠しないよう御利用いただくことが必要になりますので、よろしく願いをいたします。

それからもう一点、医療機関、どこで接種ができるかという御質問でございますが、郡上市における公費助成によるワクチン接種でございますけれども、市の医師会との委託契約に基づいて実施をいたします。よって、公立はもとより、民間を含めた内科や小児科を中心としました、市内22カ所の医療機関において接種が可能となります。接種を予定してみえる方は、あらかじめ希望される医療機関に御連絡をいただくとよろしいかというところを思っております。

なお、風疹接種に関しましては、市の広報紙であるとか、ケーブルテレビを通じて、助成の内容、また接種に当たっての注意事項等々について市民の皆様方にお知らせをいたしますので、よろしく願いをいたします。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 詳細にわたりありがとうございました。今回の予防接種に限らず、市でいろんなことを決めていただいても、なかなか市民の皆様方に周知されるということがないような気がいたしますので、どうかこういうことは方法をいろいろ考えていただいて、皆さんに周知ができるようにお願いをしたいと思います。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

地域でボランティア活動に参加できるきっかけをとということで質問をいたします。

毎年、成人の日には、はじけるような若さいっぱいの若者が成人の門出の式典に参加します。二十歳を迎えた成人は成人式に参加することにより、大人への仲間入りの自覚とともに、社会への責任、自分への責任等、さまざまな決意をします。節目の行事ということは大切なことで、成人式とともに還暦を迎える市民の還暦式を開催してはいかがでしょうか。

先ごろ、青春再び60歳、還暦交流集会を開いて、第2の人生を祝ったところがあります。これは、還暦を迎える市民に青春時代を思い出してもらうとともに、地域活動やボランティアへ新たな一歩を踏み出してもらうための情報提供を行うことが狙いです。当日、1960年から70年代に上映された映画のポスターやパンフレット、シングルレコードのジャケット、昔懐かしいおもちゃなどを展示

したほか、脱脂粉乳や鯨料理などの学校給食も提供されたそうです。

また、シルバー人材センターや地域ボランティアの情報を提供する展示、退職後の年金や税金の相談コーナーも設置され、多くの市民でにぎわったそうです。地域でボランティア活動に参加できるきっかけをつくることは大切なことだと思います。何か自分でもできることで社会参加したいと思っても、なかなかきっかけもないし、やることがわからないという人はいっぱいみえると思います。

ここで、市内でボランティアに参加してみえる人の実態をお聞きしたいのですが、いつもこの質問はよくあることですので、きょうは年齢層と男女別を教えてくださいたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） ボランティアの年齢構成と男女別の人数についての御質問でございますけれども、市の社会福祉協議会にボランティアとして登録してみえる方でございますが、本年、平成25年の6月現在、97団体、総数で1,934名の方が登録をしておみえになります。このうち男性が632名、女性が1,311名と、女性が男性の約2倍を占めている状況でございます。

また、登録者のうち、年齢を把握してございます年齢層の割合でございますけれども、60歳から69歳までが32.4%、次いで70歳から79歳が27%と、高齢者の方々が占める割合が約6割というところになっているのが現状でございます。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） ありがとうございます。私の知る限りでも、60歳から70歳までの方の参加が少ないと思います。このきっかけとなる還暦式の開催をぜひやっていただき、もう一度地域で活躍できる場を案内していただくことは、みんなで支え合う郡上市づくり、市民協働への参画、ひいては医療費の削減にもつながり、健康保険税にも大きく影響してくると思います。

少子高齢化社会がますます市の財政を圧迫する時代は避けて通れません。定年退職された皆さんがますますお元気で、郡上市のいろいろの分野を支えていただければ、情報発信の集会を魅力ある内容で開催していただきたくと思いますが、市としてはこのようなことをどのように考えられるか教えていただきたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） ただいまの御提案のございました還暦式でございますが、議員から御紹介がございましたように、他の自治体では幾つかの取り組みが行われておるように聞き及んでございます。そのうち行政主導で行われるものの中には、成人式と還暦式を同日に開催をされまして、世代間交流の場を設ける事例であったり、まちづくりや市民協働、ボランティア参加へのき

っかけの場の提供として開催をされている事例もございます。

また、民間主導で行われている事例の中には、同窓会が発起人となられまして、還暦という人生の節目、これをお祝いするとともに、第2の人生のスタートとして、市民交流などの目的として、行政がそれをバックアップしておるといものもあるようでございます。

そこで、郡上市におけるシニア世代を取り巻く環境、いわゆる課題を申せば、御存じのように、健康、友愛、それから奉仕をスローガンに諸活動を展開してみえますシニアクラブの会員の方々や、またシルバー人材センターの会員の減少が今課題として捉えてございます。これは、還暦を過ぎてもお現役として活躍してみえる方の増加であったり、体力低下による高齢会員の方々の脱会というようなものが、一つの要因として考えられるのではないかというふうに思います。

ちなみに、シニアクラブの会員の加入率でございますけれども、48.3%、年代別の加入率は、60歳から64歳までの方が7.7%、65歳以上の方が59.1%という状況になってございます。

御提案の還暦式でございますが、人生の節目をお祝いするということ、また、社会の一員として地域のかかわりを保ちながら、みずからの役割を見つけるといった社会参加意識を高める機会としては非常に有効であろうというふうに考えておりますが、このことが一過性に終わることなく、それを実行につなげていくことこそが非常に大切なことであろうかというふうに思っております。

昨今の定年の延長であったり、再就職など、就労環境が変化してきている中にありまして、シニアクラブなど関係団体との連携であったり、市民協働の観点からの仕掛けとして機能させるということが肝要であると考えている中で、御提案の還暦式につきましては、今後における研究課題として捉えてまいりたいというふうに思っております。

(4番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 田代はつ江君。

○4番(田代はつ江君) ありがとうございます。女性の方のほうがボランティアに参加される方は多いことと、また、年齢別にもかなりの高齢者の方まで一生懸命頑張ってやってみるんですけども、車の運転がなかなか思うようにできなくなって、ボランティアの場所へ行くまでが大変だという、そういう課題等もお聞きしておりますので、ぜひ60歳過ぎた中間層の方ですか、そういう人たちにももう一頑張りしていただきたいと思ひまして、こういうことを提案させていただきました。

最後に、エコキャップ回収運動で思うことということで質問をさせていただきます。

世界ではポリオ、小児麻痺ですけども、毎年多くの子どもが命を落としており、ワクチンがあれば命が助かる子どもが1日に約6,000人もいと言われております。国連のユニセフがワクチン接種を呼びかけており、日本ではエコキャップ推進協会が中心となり、その収益金でワクチンを届ける運動を展開していることは皆様御存じのとおりです。

ペットボトルのキャップは800個が20円で業者に販売でき、その分で子ども1人分のワクチンが確保できると聞いています。既に市の各施設や団体、小中学校等、ペットボトルのキャップを回収するエコキャップ運動に取り組んでみえますが、どのような方法で集められ、ここで集められたエコキャップがどのようなルートで、世界の困っている子どものもとへ届けられるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

エコキャップ運動でございますけども、まず最初でございますけど、これは、香川県の女子高生たちの間でエコキャップ自体が捨てるのはもったいないじゃないということで、これが始まったとされております。それから、近所の大学と共同でその回収運動を開始したと。それから、その後、平成18年にエコキャップ推進協会というのが設立されまして、全国的に広がったものでございます。

つまりエコキャップをごみとして捨てるんじゃなくて、これを再資源化するというので、それによりましてCO₂の発生を防ぐとか、それからキャップの再資源化を進めるという目的でございます。

次に、売却による利益が出たわけでございますけども、これをどうするかということが検討されて、その結果、寄附することで、予防可能な感染症で命を落とす子どもたちが数多くいるという、この発展途上国にポリオワクチンを供給しまして、環境や貧困など、世界が直面するさまざまな課題について学び、考え、行動する機会を提供するというものになったものでございます。

キャップの提供者は、推進協会の呼びかけによりまして、子どもさんから大人まで、それから個人から企業、学校、労働組合、その他多くのグループが参加していただきまして、リサイクル業者への売却によります収益金をNPO法人世界の子どもにワクチンを日本委員会というところに寄附されております。そこから国連のユニセフでございますが、そちらに送られまして、ワクチンが世界の子どもたちに接種されてるというものでございます。

郡上市でございますけども、健康福祉の関係でございますと、指定管理をお願いしております、障害福祉サービス事業所のみずほ園の親の会が中心となりまして収集活動を行って見えます。まず事業活動の一環としまして、収集、選別、洗浄等を行って見えます。このほかにも、ぼぷらの家、すみれ作業所、ウィングハウス、ぶなの木学園、つくしの家が収集の拠点となって取り次ぎを行って、リサイクル業者に売却して見えます。

この収益金を、この親の会のほうからでございますけども、世界の子どもにワクチンを日本委員会へ寄附をされておまして、そこから国連のユニセフへ送られまして、先ほど言いましたように、ワクチンが世界の子どもたちに接種されているものでございます。

教育関係でございますけども、現在、小学校が12校、それから中学校が5校で、児童会、生徒会、PTAが中心になりまして継続的に活動を行っております。その他の学校におきましても、地域の住民の協力によりまして、活動された時点で回収をするという作業を行っております。

これ以外につきましては、総合スポーツセンターでも回収を行っておりまして、回収したキャップというのは、先ほど述べました各種団体の拠点のほうに送付させていただいておりますという状況でございます。

環境のほうでございますけど、キャップ自体は合併前までは、一部の市町村でございますけど再資源化しておりましたけども、合併いたしましたから、これ統一いたしましたして、全て100%でございますが、これ再資源化をさせていただいておりますというものでございます。

今後とも4R運動の一つといたしまして、リサイクルを前提に分別収集をさらに進めていきたいと考えております。

(4番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） この運動は、学校においてはエコの学習と世界の子どもの命を救う運動になると思いますので、ぜひ今お話があったように、地域を挙げての積極的な運動となるよう、さらなる取り組みを考えていただきたいと思いますが、1つ気の遠くなるような話で、集められたキャップを業者に送るのに、ワクチン120円分に対し1,000円の送料がかかるとも聞き、みんなの真心が届くには気が遠くなるようでした。

この運動がいい条件のもと広がっていくことを願っていますが、それと同時に、エコの学習のためにも、例えばポイントカードなどをつくり、1年に1度、何かの会合または広報紙郡上などで、多く集めた人を表彰してあげたりすれば励みにもなり、今までより意識が変わってくると思います。ちょっとした工夫で運動は大きく広がると思います。

お茶やお水を買って飲むなんて信じられなかった時代から、当たり前になり求めた時代になりました。これから暑い季節に向かい、需要も一層ふえることでしょう。ちょっとした心がけで世界の子どもの命を救うという世界観にも立てるのもすばらしいことだと思います。小さなキャップでも、分ければ資源、ごみとして焼くと、今部長からお話になりましたように、キャップ400個で3,150グラムのCO₂が発生するというので、環境汚染にもこれはつながっていくことだと思います。

どうか、今以上に積極的な取り組みについて行っていただきたいという、そういうふうに思いますので、答弁のほうもこれ以上ないとおっしゃいますかもしれませんが、もしありましたらお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁ありますか。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） お答えいたします。

エコキャップのことでございますけれども、これ1つの試算でございますけれども、私ども郡上クリーンセンターのほうでペットボトルを回収させていただいております。非常に高い回収率で皆様御協力いただいておりますが、このペットボトルを平均的なペットボトルということで、ある塊をばらしまして、1つのペットボトルの重量で逆算で割るということで本数を、24年度でございますが出させていただきました。おおよそでございますけれども、1年間でペットボトルが240万個ございました。

次に、今度はペットボトルのキャップでございますけれども、キャップのほうはクリーンセンターで集めたものと、それから親の会のほうで、先ほど言いました、いろいろ集めてみえます。こちらのほうの売却されました重量のほうをペットボトルのまた1個の平均でございますけれども、重さで逆算で割らせていただきました。そうしましたところ、こちらのほうは260万個。少し上回っておりますが、これはペットボトル等がコンビニですか、大きい業者さんになりますと、うちのほうへ入らずに別ルートで回収されることもあるのかなというふうには思っておりますけれども、非常に都市部と比較しましても、回収率が非常に高いというのは郡上市の現状でございます。これもひとえに市民の皆さんの御理解と御協力による結果というふうにとめております。

エコ運動でちょっとした工夫ということでございましたけれども、現在、スポーツセンターのほうでございますけれども、こちらでは、エコキャップ30個で、ブルブルマシンというのがあるんですが、そちらを1回使えますとか、60個持ってきていただきますと、施設いろいろあるんですけど、1回の利用券というようなことも行っております。

いずれにいたしましても、このような取り組みの継続というのが非常に重要だと考えております。エコ学習の面からも、各種団体ですとか、先ほど言いました学校の協力のもとにですけれども、関係部局とも連携いたしまして、啓発活動を通じまして、環境問題やエコに対する意識の高揚につなげていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

（4番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 田代はつ江君。

○4番（田代はつ江君） 詳細にわたりありがとうございました。ちょっと時間余りましたが、以上で一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、田代はつ江君の質問は終了いたします。

昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。御苦勞様でした。

（午前11時43分）

○議長（清水敏夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 鷺 見 馨 君

○議長（清水敏夫君） 7番 鷺見馨君の質問を許可いたします。

7番 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） ただいま議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

きょうは、大きく分けて3点ばかりしておりますが、少し細かくなっておりますので、ある程度まとめて御答弁いただいても結構でございます。

御案内のとおり、今、国際市場、経済は極めて変動、動向をいたしておりますが、この影響が国内外、市にも微妙に影響を与えておるんじゃないかと考えております。そこで、今回は、グローバル化として、国際化進展により、市の現状、影響、将来への展望や国際化の活用についての質問をまとめてしたいと思います。

最初に、農林関係でございます。

日本は、7月にもTPP交渉に参加する見通しとなっていると思います。日本の農業も市の農業も極めて厳しい環境の中でございますが、TPPに日本が将来参加することは、関税の撤廃にも、米国などから安い農産物が輸入し、日本の農業に大きなダメージを与えるおそれがあると思います。

TPP参加により、郡上の農業にどのような影響が予想されるのか、その対応について、少し早い検討でございますが、要件づけまして御質問をさせていただきます。農林部長によりしくお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君の質問に答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） TPPが郡上にどう影響するかというような御質問かと思えますけれども、御承知のように、安倍政権、3月の15日にTPPの交渉参加を表明しております。今後、TPPに参加することにより、米といった主要農産物の関税撤廃で、農業生産額が3兆円減少するというふうに試算されておりますし、また、米の国内の生産額は約1兆円の落ち込みが推測されておるといったところでございます。

日本の農産物の関税でございますけれども、米は778%と高い関税率となっております。野菜につきましては3%程度であるというようなことございまして、米の影響というのは非常に大きいんじゃないかというように思っております。

例えば米の関税が撤廃になったということになりますと、輸入米が1俵当たり3,000円ぐらいで入ってくるんじゃないかというような予想もありまして、米への影響が非常に大きいということが

うかがえます。

現在の日本の農業でございますけれども、地域の農業は、TPPの参加の問題のことだけでなく、農業者人口の減少であったり、高齢化により大きな変革期に来ておるといったところが事実だと思います。

郡上市においては、これからの地域の農業をどのようにしていくのか、担い手の育成とか、中心となる経営体をどうするかとか、あるいは農地集積への協力体制など、5年先、10年先の地域農業のあり方について、地域集落において積極的な話し合いにより、人・農地プランという地域農業マスタープランの策定を昨年度から進めておるところでございます。

このプランの中で、地域農家の要望に応じて、TPP参加問題に対抗できる強い経営体づくり、あるいは集落営農組織や担い手の規模拡大をと、こういったことを図っていききたいというふうに思っております。農産物の販売に当たりましては、農協を通じた系統出荷を初めといたしまして、青空市場などの直売所、また大手スーパー等への契約出荷、インターネット販売等により販路を拡大することも重要ではないかというふうに思っております。

特に農産物の直売所でありましては、決して安価な設定だけで人気を得るのではなくて、生産者、個々の生産技術や創意工夫によりまして、顔の見える農産物といったものを販売していくことによって、消費者に支持を得ていく取り組みが必要ではないかというふうに思っております。

また、市内の直売所間におきまして、今回の補正でもお認めをいただきましたけれども、各地域の旬な作物の物流といったことによりまして、品ぞろえの充実した魅力ある青空市場の拡充も進めていきたいというふうに思っております。

いずれにしましても、このTPPということになりますと、1市町村でどう対処するのかといったことは非常に難しい問題だと思いますけれども、価格だけの取引ではなくて、いかに魅力ある農産物をつくって、お客様に納得していただいて買っていただくという、こういった取り組みが必要になるのではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。郡上の場合、御案内のように小規模でございます。なかなか集約や集積という課題、そしてあるいは企業化ということも難しい点があるかと思えます。そういうような点におかれまして、特に農協など、そういった経済団体との共存というか、協議が必要だと思いますが、その辺の対応について、もし御意見があれば伺いたいと思えます。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) 今ほど言われました農協等でございますけれども、市場へ流通させよ

うと思いますと、農協というのは非常に大切な機関だと思います。農協ばかりでなくて、いろんなそういった、農協も含めて、いろんなところと今後、先ほど言いましたように、いろんな媒体を使って郡上の農産物をPRしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) 御案内のように、TPPが農業ばかりでなしに、二十数目の項目があり、細部な非常に検討があるようでございますし、これから国のほうでいかに方針を出されるか、その対応が待たれるわけでございますけれども、これは、農業ばかりでなしに、地域、農村をどう変わっていくかという課題にも発展をしかねないと思います。どうか深刻な課題と思いますが御検討をお願いしたいと、こう思っております。

続きまして、関連いたしまして商工観光関係でございますが、御案内のように、この地域は交通沿線の外国誘客の動向を見ますと、世界遺産の白川村を初め、富山北陸方面、あるいは高山とか、外国人の来場は非常ににぎわってきておると思います。さらに、国際化、あるいは外国人の誘客もふえることがあると思いますが、今の現状では、御案内のとおり、空港からも割合近い、スキー場も踊りもあり、あるいは自然文化も豊かでございます。一層進展が期待されておりますし、あるいは県知事もこれを、観光を基幹産業にするというような意向で意気込みを、方針を言われております。

そういう意味から、さらにこの観光を中心にいたしまして、そして郡上市の観光の発展をどう構想を練られておるのか、その対応につきましても御意見を賜りたいと思いますが、商工観光部長さんによろしく願いしたいと思います。

○議長(清水敏夫君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 国際化によります観光産業の振興という御質問であったらうと思います。

国際化につきましては、まず外客の誘致ということを現在、商工観光部のほうでは進めております。郡上市の外客誘致につきましては、平成17年度から取り組んでおるところでございます。いろんな観光事業を進める場合には、単独で市が行うというよりも、広域的な団体でもって取り組みたいということがございますものですから、1つは、高岡南砺郡上台湾誘致協議会という3市で行っておる誘致協議会、あるいは岐阜・下呂・郡上、これも3市でございますが、観光宣伝協議会というようなところの中から、こういう観光組織を通じまして、台湾、あるいはアセアン諸国、アセアンと申しますと、タイ、インドネシア、マレーシア等でございますが、そういった方面へ営業訪問を行ったり、あるいは現地旅行者を郡上へ招聘するといったような事業を行っておるところでござ

います。

最近では、先般も全員協議会のほうでお話をさせていただきましたが、中部運輸局の昇龍道プロジェクト推進協議会、こちらのほうで、市長さんにも行っていただきまして、トップセールスということで台湾のほうで営業活動をしていただきまして、この推進協議会のほうからの報告では、十分手応えを感じておるといようなことも聞いておるところでございます。

さらに直近では、これ先週の話ですが、6月10日から14日、うちの職員を関・美濃・郡上・長良川鉄道、こういう協議会ございまして、そちらのほうの事業の中で、タイのほうへセールス派遣をしておるとい状況がございます。

こういったような状況の中でございますが、24年度の入客実績につきましては、台湾が1万5,392人、それからアセアン、これはシンガポール、タイ等でございますが1,057人と、合計で1万6,449人を郡上市観光連盟が直接手配をしておるところでございます。

したがいまして、これ以上のものが外客が誘客をされておると。当然民間のエージェント等々も直接誘客しておりますから、これ以上の外客を誘致しておるものというふうにして思っておるところでございます。現状につきましてはこのようなおところでございます。どうかよろしく願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) 特に東南アジアを中心にして、市長さん初め、誘客活動に活発に展開されておるところでございますけども、市内の様子を見ますと、まだまだ施設の関係の指導、そういう意欲のある対応、あるいは案内板とか、接遇の研修、連携活動関係が、いま一つまだ進展がおくれとるんじゃないかと、そんな感じもいたします。どうかそういうせつかくのいい機会も持っておみえになるわけでございますし、そういう恵まれた成長産業の一つとして、観光が重要な僕は課題を持つんじゃないかと思っておりますので、近い将来のまた構想なり、対応を、ひとつ一般の観光の業者の方々に希望を与えるような御意見がありましたら、御意向ありましたらお伺いしたいと思っておりますが、よろしく願いします。

○議長(清水敏夫君) 商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 現在、これらを支援するために行っております事業につきましては、1つは、郡上市観光連盟の中で、外国語のパンフレットの翻訳に係る助成事業というものも行っておるところでございます。現在までの実績は、英語、それから中国語の繁体字、これは台湾語でございますが、とかタイ語、そういったもののパンフレットを作成されますことに支援をしておるといような状況でございます。

それから、先ほど少し議員のほうからお話ございましたように、立ち寄り施設、あるいは宿泊施

設での外国語看板につきましても、個々の施設のほうで徐々に進められておるといような状況が見られます。

それからもう一つ、国際観光ホテル整備法に基づきます、郡上市固定資産税の特例に関する条例というものが制定されておりまして、国際観光ホテル整備法に規定する登録ホテルにつきましても、登録された年度から5年間に限り、固定資産税を減額するという条例もございますもんですから、これらを活用していただくことも検討をしておるところでございます。お願いをしておるところでございます。市内では、現在1カ所が登録をされておるとい状況でございます。

それから、先ほど少し落としましたが、韓国の冬のスキー、あるいはスノーボードのお客さんでございます。これにつきましては、現在、中部運輸局、それから岐阜県、それから中部国際空港利用促進協議会、さらに郡上市と、この4団体が共同し合って、韓国のスキー客について誘客を進めておるわけでございますが、韓国の場合は、スキー客ですので、なかなかツアー客というところまではいかない。個人客のほうが多ございます。したがって、そういう個人客の空港からスキー場までのアクセス手段、そういったものが今課題となっておりますものですから、それらについても今後検討してまいりたいというふうにして思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) きょうは新しい部長さんになりましたもんで、改めていろいろお伺いをさせていただきました。御案内のとおり、郡上市にはいろいろホテルやスキー場、観光施設、積翠園もそれに関係があるかと思いますが、観光の誘客につきましているいろいろ研究資料がたくさんあるということを考えておりますが、一層ひとつ郡上市の外貨導入のために観光産業の振興を進めていただきたい。

そして、案外地方が外国から見ると観光に適していると、都市、都会よりも長続きする形勢もあります。市内にもそういうような動向もございますので、ぜひその辺の文化関係、あるいはそういうような遺産関係も活用しながら、ひとつ推進に努めていただきたい、そう考えておりますのでよろしく申し上げます。ありがとうございました。

続きまして、教育長さんにお尋ねをいたしますが、大変グローバル化しまして、将来ある子どもさんが外国の国際感覚を養成するという機会がたくさんあるとありがたいなと思いますが、以前は確かに中学生が希望もありまして海外にホームステイをしたり、あるいは留学のきっかけをつくったりという機会もたくさんございましたが、こういう情勢でございますので、なかなかわけにはいきませんが、青少年の中で、そうしたリーダー関係の人が進んで、負担も相当個人の人はあると思いますけども、そういう機会をつくりながら、国際感覚を養成するような、そういう若手のひとつ海外勉強の場を、あるいは生徒の指導をお願いしたいと思います。

学校の中で、国際交流はどのように変わってくるのか、あるいは今、小学校でも外国語をさらに進めていくということも出てくるようでございますが、そういうの含めまして、学校計画の中の将来の国際教育につきまして御意見を伺いたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 学校教育における国際感覚を高める方策等についての御質問ですけれども、基本としたいことの一つに、義務教育段階では、特に考える力を伸ばすということが必要ですので、それは日本人の場合は、日本語で考えるということが基本になっております。したがって、まずは国語の学習をきちんとやった上で、国語の力をつけるということがまずは前提になります。

それからもう一つは、外国の文化を理解するという上にも、基本は日本の国土であり、日本の歴史ですので、そういったことの理解がまずは基本になろうかと思えます。何よりも、子どもたちが生きていくには、ふるさとが非常に大事ですので、ふるさとに足場を持った学習といったことを教育課程の基本にしていくということが、まずは前提になろうかと思えます。

その上で、外国語の教育にも力を入れていかなければなりません。現在は、小学校の段階にも外国語の活動が導入されておりまして、小学校5年生、6年生でそれぞれ週1時間ずつ実習をしておりますけれども、郡上市の場合、今特に、できるだけ生の外国語に接する機会をふやしたいということで、7人の外国語の指導をしていただく、助手に当たりますけれども、雇用をしております。ALTと言いますが。

これは、市内の全ての小学校、中学校に派遣をしておりますが、1校当たり年間およそ40日をそれぞれの学校に派遣をして、英会話の学習だけでなく、それぞれの国の慣習ですとか、あるいは文化ですとか、考え方ですとか、そういったものも学習や活動の中で子どもたちが感じることができるようしております。このALT、それぞれ皆さん大変すぐれた方が多くて、また人間性も豊かですので、子どもたちにとっては大変得がたい機会になっております。

それからもう一つは、最近の外国語の学習、とりわけ英語の授業につきましては、大半が会話の中心の授業になっております。そういうそれぞれの英語の学習の時間で身につけた、いわば会話の力を中学生の英語スピーチコンテストといったものを市の行事として行っておりますので、それぞれの学校を代表する生徒が、2年生、3年生がそれぞれスピーチを競い合うということをやっております。これは英語に親しむという意味では、非常にいい機会になっているというふうに私としては捉えております。

今後は、英会話だけではなくて、さらに外国との交流といったことも考えなければならないと思っておりますが、なかなか直接外国へ出向くということは難しいことですので、ICTを利用した外国との情報のやりとりですとか、さらには現在、修学旅行で3年生は東京、あるいは広島に出かけておりますけれども、比較的幾つかの学校で、外国の大使館へ行ったり、あるいは外国の企業も

訪問をしたりするという生徒もおります。そういう活動なんかもさらにこれから充実をすることによって、日本の国内は中心ですけれども、日本の国にある外国と触れ合う機会といったことも今後はふやしていければというふうに考えております。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。将来ある中学生、高校生、5年、10年には、相当国際意識、感覚は変わってくると、そういう活動の場が広がってくるという期待もされます。さらにICT初め、いろんなことで活発にやってるんですけども、行き来も大事やけども、僕は資料の学校同士の、例えば台湾でもええし、タイでもええ、ヨーロッパでもよかろうが、資料の交換を、作品の交換、そういうようなことを以前やったことありますが、もやりながら、お互いに意気の投合したりして、そしてその地域の文化を知るといふようなことの、余り経費のかからん方法でできんかということも期待をいたしますが、いろいろ研究をされておりますけども、ぜひとも将来、郡上市の子どもさんも大いにひとつ海外で活躍できるように御指導をいただきたいと思っております。

続きまして、市長さんにお尋ねしたいと思っておりますが、市長さん、全般的な今意見も出ました。その中で、国際化をしますと、だんだん住民の人生観とか、価値観、コミュニティーの変化もあつたり、あるいは国際結婚というようなことも出てくると思っております。

そういう中で、郡上の暮らしが喜ばしい、あるいは幸福感があるなというようなことの取り組みも変化が出てくると思っておりますが、郡上市を初め、ふるさと教育の取り組みと、今後のそうした展望につきまして、市長さんの御意見がありましたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 大変壮大なスケールでの質問なので、どうお答えしていいのか迷うところですけども、国際化とか、グローバル化というようなことで、地球が本当に狭くなって、いろんな人が行き来をしたり、実際に行き来をしなくても、情報が本当に容易に、世界各地の情報が入ったり、あるいは日本から出ていったりするという時代に私たちは住むようになったわけでありまして。これは、好むと好まざるとにかかわらずというような感じがいたしますけれども。

そういう中で生きていく上で大切なことは、そういういろんな活躍の舞台とか、活動の舞台が広がれば広がるほど、しかし、人間としては、難しい言葉で言うとアイデンティティーといいますが、一体自分は何者なんだというところの特色ある、しっかりとどっかに根をつけたような生き方、あるいはそういう存在というものが大事になってくるのではないかなというふうに思います。国際化した、グローバル化したからといって、一体どこの誰かわからないような人間になっていくということが、人間にとって幸福だとは必ずしも思わないところでございます。

そういう意味では、国際化すればするほど、グローバル化すればするほど、どこかふるさととい

うようなものをしっかり持って、また、そうした環境の中で育った人間ということのほうが、長い人生を生きていく、成長していくためには大事なことでないかというふうに思っておりますので、私は、郡上の子どもは郡上で生まれ育った子どもらしくというような教育を受けて、そしてまた、それが広い舞台へ、日本全国、あるいは世界へと出ていくこともよし、あるいは郡上で郡上を担う人材として活躍するもよしと、どちらかといえば、多く後者のほうの方々からこれからは出てきてほしいと思っておりますけども、そんな意味では、どこかにしっかり根を持った人間というものを育てていくということが大切であるというふうに思っております。

そういう意味で、これまで進めてきた子どもたちに対する郡上学というようなものも、そうした観点から今後も進めていきたいというふうに思います。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷺見馨君。

○7番(鷺見 馨君) ありがとうございます。国際化によりまして、よその国の情報を知りながら、改めて我が町や市の文化や歴史というものを掘り起こすと、見直すというようなこともございますので、そういう観点からも国際化の指導もお願いしたいと思っております。

話題が変わりますが、これも市長さんにお尋ねしたいと思いますが、確かに郡上は財源、財政も厳しい時代に入るわけでございますけども、経費の節減とか、いろいろ勘考がありますが、日本の国は、あるいはエネルギーが非常に少ないという中に、郡上の場合でも、そうした市の用地や、あるいは施設を利用した新エネルギーの開発がもう少しできないかと。

例えば太陽光発電などにつきましても、学校の施設とか、あるいは用地、そういうものの研究ができるものがないかということを思います。これは経費もかかりますし、コストの関係もございまして、なかなか容易ではございませんが、将来を見越しましていうような、そういうような開発があれば、ひとつ御検討をいただきたい、あるいは思いを聞かせていただきたい、そんなことを思います、いかがでしょうか。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 先般、野田議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、再生可能エネルギーというものをできる限り、郡上は郡上の環境条件の中で活用し得るものはするということが大事だというふうに思っております。太陽光発電なんかにつきましては、個人の住宅の屋根に設置する住宅用の太陽光発電等のほかに、現在いろんなところで、そうした太陽光発電の施設ができつつございますけども、郡上においても、いろんな条件的に可能であって、十分将来的、長期的に見て採算のとれるような条件があるところであれば、それはどんどんやっつけていかれるべきだというふうに思っております。

市が所有する土地等について、そういう条件の合うところがあれば、それはそれで他に市として

活用する喫緊の目的がないようなものについては、それは必要に応じてお貸しをしたりすることができるというふうに思っております。

最近、1つの事例で、市としてはお貸しをしてもいいかなと思った土地がございまして、そのような方向でいろいろ検討をしてもらいましたが、地域の皆様の御理解がまだ十分得られていないというようなことで、少しまだ進展をしていないようなケースもございますけれども、今後もそうしたケースが、十分活用できるというような土地があれば、活用をできるようにしてまいりたいというふうに思っております。

公共施設の屋根とか、いろいろお話もございましたけれども、いろいろな点を勘案して、それが十分可能、適切であるならば、そうしたことも考えてまいりたいというふうに思います。

再生可能エネルギーも、何度も申しておりますように、なかなか、可能性もいっぱい含んでおりますが、いろいろと将来的に考えた場合に、いろんなリスクとか、いろんな問題もございますので、私は慎重に、かつ積極的に考えていくべきものだというふうに思っておりますので、長い目で見ながら、こうした問題に対応していく必要があるというふうに思っています。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) ありがとうございます。確かに郡上の場合は雪もありますし、いろいろ環境の問題もありますので、一概には難しいかと思っておりますけど、そういう検討もしながら、財政が将来的に豊かになるような研究をひとつ大いにしてほしいと、そのようなことを思いまして、郡上市の屋根とか、そういうものにも活用できるものがないか検討してほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それでは、6つ目の質問に入りますが、これは、また東日本の震災の状況でございます。郡上市もかなりいろいろな面で応援したり、職員を派遣したり、いろいろなことしておりますが、郡上市民も協力しながら、案外御承知のない点もあろうかと思えます。

また、これによって、お互いに教訓を受けたということもあると思えますし、今後の取り組みもあろうかと思えます。いつお互いに災害がないとも限らんという状況の中に、こういう内容説明しながら、さらにいいものができればと思っておりますので、その辺の内容と今後の方針につきまして説明をお願いいたします。

○議長(清水敏夫君) 市長 日置敏明君。

○市長(日置敏明君) 今回の東日本大震災は大変な被害を与えたわけでございますし、これを契機に、災害というものに対する対応の仕方をいろいろと考え直していかなければいけないという教訓を我々に与えたのではないかというふうに思っています。

よく言われることですが、想定外という言葉がありましたけれども、その想定というものを、想定

外ということが起きるのだという想定をしていかならんということだろうと思いますが、そういう中で、いろんなことが起こり得るということを頭に置きながら対応しいかなければいけないというふうに思いますし、いろいろと対応マニュアルとか、いろんなものをつくりましますけれども、また、そうしたものを一つの基本としながらも、大切なことは、これは公共自治体レベルでもそうですし、個人レベルでもそうですけれども、いろんなことを想定しながら、しかし、現実には臨機応変の対応をしていくということが一番大事だろうというふうに思っております、日々防災体制とか、そういうようなものは見直しながら、今後には備えていきたいというふうに考えております。

また、今回の震災で非常に広域的な助け合いといいますか、そういうことも大切だということをお学んだわけでございまして、先ほども出ておりました、そういう防災相互応援協定のようものの進化をしていく必要もあると思いますし、また、いざ事が起こったときには、いろんな意味で自治体同士も助け合わなければいけないというふうに思っております。

現在も、震災が起きてから、当初からずっと短期的、あるいは長期的に職員を派遣して、東北地方の各自治体へ支援をいたしておりますけれども、こうしたことも今後でもできる限りの支援をしていかなければいけないというふうに思っております。

先日、全国市長会がございまして、800人ほど市長が集まる大きな会場の中で、わざわざいわき市の市長さんが訪ねてこられまして、今職員をこれで2年目になるわけですが、派遣をしておっていただいて本当にありがとうございますと、お礼を言いに来られましたけれども、本当にそういう意味で、派遣を受ける側にとって、どんなにそういうことがありがたいことかというふうにお感じいただいているかと。私たちのほうも職員がいい経験をさせていただいておりますと、どうぞよろしく御指導くださいということをお願いしましたが、そんな関係も今回の震災を教訓としながら、今後ともそういうこともしっかり確立していかなければいけないなというようなことを感じておる次第でございます。

(7番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 鷲見馨君。

○7番(鷲見 馨君) 最後になりましたが、時間もございませんが、教育長さんにお尋ねしたいと思いますが、社会体育関係の指導方針とかいうような話題になってますが、郡上のガイドラインとか、そういうものがあるべきものか、それにつきまして御説明がありましたらよろしく願います。

○議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 小中学生のスポーツにかかわる活動の状況ということでよろしいでしょうか。

(「はい」と7番議員の声あり)

○教育長（青木 修君） 郡上市の少年スポーツ団体連絡協議会に加盟をしておりますが、平成24年の段階で133団体、その人数が2,415名、指導していただいている方が468名です。その児童生徒数の加盟率ですが、66.2%になります。指導に当たっていただく方が非常に熱心に御指導いただいています。

そのおかげで、いろいろなスポーツ大会での非常にいい成果を上げておりますし、もう一つは、子どもたち一人一人がスポーツが好きになるようにとといった、そういった配慮でも御指導をいただいておりますので、生涯スポーツの基礎である、子どもたちのいろんなスポーツ活動が徐々に充実してきているという、そういう状況と私たちは捉えております。

（7番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 鷺見馨君。

○7番（鷺見 馨君） ありがとうございます。スポーツの重要性は御承知のとおりでございますが、特に社会スポーツにつきましては、目的、目標をはっきりしながら、父兄と生徒と、そして地域の方々、信頼関係を持ちながら、スポーツがますます発展しますことを御祈念申し上げまして、私の質問を終わります。どうも御無礼しました。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で、鷺見馨君の質問を終了いたします。

◇ 山 田 忠 平 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、8番 山田忠平君の質問を許可いたします。

8番 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ありがとうございます。議長より発言の許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

25年度の教育方針についてであります。郡上市合併以来、教育の掲げる子どもたちへの目標として「凌霜の心で拓く明日の郡上市」、こういったことで取り上げられており、大変私も意図するところでありまして、以前にもこのことにつきましていろいろ質問をさせていただきました。

今回、その中で特に1点目ではありますが、自立・共生・創拓の教育の中に、ふるさとに誇りを持って生きる。それぞれの委員の中からも、一般質問の中には、地域に誇りを持ってというようなことがありますけれども、その主題としては、地域の自然、歴史、伝統、文化を尊重し、郡上に生きることに誇りを持ち、国内外の人々と協力してよりよい社会を実現することに貢献するとあります。

郡上市におきましては、各地域の祭礼に関する諸行事、あるいは特別なこともありますけれども、特に多くの無形民俗文化財等に指定されたこともあります。そういった形の中での子どもたちへの教育はどのようになされているかということと、あわせて、日本一の郡上の盆踊りであります郡上おどり、あるいは白鳥おどりもありますが、このことにつきましては、もちろんこの前の報道

にもありますように、市長をトップに県のほうにもキャラバンに出かけられました。また、昇龍道プロジェクトにつきましては、台湾のほうに誘致のセールスにも行かれました。

そういったことで、郡上おどりににつきましては、今は国内はもとよりも、海外にまで多くキャンペーン、あるいは出張公演等もありまして、本当に代表的なことになっております。

そういった中で、せっかくこれほどまでに内外に知られながら、郡上市の果たして子どもたちに、本当にそういったことがどう教育されているのかということ、私はぜひとも日本一の盆踊りであるのであれば、子どもたちの教育にしっかりと、教育として全生徒に体験教育をさせるべきだと思います。そのことについて、教育長にお尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、ふるさと教育、とりわけ郡上おどりにについての御質問がございましたので、そのことについてお答えをしたいと思います。ここに今、平成18年度版の教育計画がございますけれども、この中にも、ふるさとに誇りを持って生きるということを明記して、子どもたちにふるさと学習がきちんと充実するように、そういったことで進めてきておりますし、毎年度に教育委員会から各学校に出しております方針と重点の中にも、郡上に誇りを持つことと、よりよい郡上づくりに貢献をするということで、具体的な教育活動として幾つか例を申し上げますと、郡上学ふるさと塾ということで、小学校5年生、そして中学校1年生を対象に郡上での体験学習を進めております。

それから、これは港区への中学生の派遣の交流事業も、他地域から郡上を見るという意味でのふるさと学習にしております。そして、伝統的な芸能、あるいは文化を継承していくということが大変大事だというふうに思っておりますので、御質問にあった郡上おどりもこの範疇に含まれます。

そこで、昨年度からですけれども、小中学生の郡上おどり発表会を実施するようにいたしました。今年度は8月1日に、去年と同じように実施をする予定にしております。この郡上おどりの発表会は、ある意味では、各学校で子どもたちが取り組んでいる郡上おどりの一つの発表の機会であります。ということは、それぞれの学校で郡上おどりについて練習を重ねてきて、ここで発表をするという形をとっております。

郡上市内のほとんどの学校で、体育祭あるいは運動会で郡上おどりを披露をしておりますが、保存会の皆さん方、あるいはおはやしクラブの皆さん方の御協力を得て指導をしていただいて、こうした機会に郡上おどりの練習をし、そして身につけていくということがあります。

白鳥おどりにについても同様でして、先日、新聞にも出ていたと思いますけれども、子どもたちも参加をして白鳥おどりの練習をしていると。こういうふうに、郡上おどり、白鳥おどり、いずれも小学生、中学生のころからきちんとした踊りができるように、それぞれの学校で力を入れて指導を

しております。

ただ、郡上おどりで言いますと、かわさきとか、春駒に限られているということがありますので、新しい教育計画、これはもう間もなく公表しますけども、それには、小学生、中学生を通じて、例えば郡上おどりであれば10種目、白鳥おどりであれば8種目が、全ての踊りを子どもたちが義務教育の段階で踊れるようにということも一つの目標として掲げておりますので、今後も一層、こうした郡上おどり、白鳥おどりなど、伝統芸能の継承には力を入れていきたいというふうに思っております。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 今教育長は、義務教育の中で、ここで発表するんだということで、大変心強く思っております。ぜひとも、まだまだ子どもたちは郡上おどりを、あるいは白鳥おどりも含めながら、踊ったり、歌ったり、あるいは実際に現場、そこに参加することがまだまだ少なくて、必ずそういったことが身についておれば、後ほども質問の中にありますけども、郡上から出ても、そしてまた、この地域をより誇りに思ったり、愛するということにつながると思いますので、ぜひ義務教育としてお願いをしたいと思います。

先ほど言われましたように、教育長言われましたように、保存会の関係ですけども、北高で白鳥おどりの講習といますか、キャンペーンをやったり、それから学校のことを発表しますと、川合小学校で愛里活動の中で10名の人が、ちょうど今言われました、8月1日のおどり大会に間に合うように練習をしております。

そして、全体の学校で言いますと、八幡小学校で5年生が、55人が今指導を受けるように保存会に申し出がありますし、明宝中学校は全校70名ほど、それから相生小学校は140名だから、多分全校やと思いますが、140名。そういったことで、指導の要請も入っておりますが、本当に何とか、せっかくの日本一、あるいは世界に通じるこの一番大事な郡上の行事でありますので、今そういったことをしっかりと子どもたちに植えつけていただくようお願いをしておきます。

続きまして、受け継ぎたい凌霜の心の取り組みであります。

このことも以前、一般質問もさせていただきましたが、より突っ込んだ形で、この凌霜という言葉自体に、凌霜隊とすぐ結びつけるだけの感覚があったり、あるいは子どもたちには不撓不屈の精神、感謝の心、あるいは高い志を持って、おかげさま、なにくそというような形のことがありますけども、郡上としては、この凌霜について、そういった歴史の事実といますか、そのようなことについてしっかりと教育がされているのかということが疑問に思うところです。

次の郡上人としての気質、あるいは風土、精神面、あるいはそういったことも含めながら、歴史の事実の教育ということに関係するんですけども、郡上には、もちろんこれは、白山を開祖しまし

た泰澄大師、養老元年でしたかな、そういった形で、郡上市は神仏の氏子という形の中で、本当に菩提心の厚い、この郡上の地域やと思います。そういったことに基づいた、いろんな祭礼的なことにかかわったことの歴史伝統文化があると思いますが、例えば凌霜心でいうのであれば、郡上義民ということがあります。

これは、金森藩の領主が宝暦義民、一応百姓一揆ですな、百姓一揆ということで、非常に重い重税といいますか、年貢の取り立てに遭いまして、それによって郡上の農民たちが立ち上がり、当時、121カ村と聞いておりますけども、宝暦4年から8年まで5年間も長きにわたって、そういった非常に苦しい闘いをしながら、最終的には江戸へ出て駕籠訴をして、最終的に打ち首にあったというような、そういった非常に重い事実であります。

年貢といいますと、毛見取から始まった重い年貢によっての5年間という長い、各村々の志も厚く、そのことに立ち向かったわけではありますが、これも本当に郡上の歴史においては、大きな凌霜の心ではないかしらんとします。

中には、このことによって、本当に山の奥まで、開墾ですな、小さな田を求めながら、開墾をしながら、これは隠し田と呼ばれておりますけども、そういったことで、今でも跡が残っておりますが、そういったこともそうでありまして、先ほども言いました凌霜隊の関係もそうですが、これは私が言うまでもありませんが、白虎隊とともに、時の徳川の恩顧に報いるために、官軍かどちらにつくか随分迷いながら、両方選択しながら、凌霜隊は事実そういったことに、会津のほうに赴いたということでもあります。

そして、たまたまそのことをきっかけに、ある書物であれでしたんですが、凌霜塾というのを郡上で、ちょうど郡上の青年団が昭和9年に、1934年だと思いますが、塾堂の建設に立ち上がったということでもあります。これによって、もちろん郡上の教育委員会、あるいは郡上の女子青年団、いろんなことが、形が、皆さんが趣旨を賛同しながら、この目標に向かって、昭和10年には城山の麓に凌霜塾という塾堂、道場を建設したということでもあります。

そして、そういった行動が、まさに日本の青年団活動の運動の構図であったということも書かれておりましたが、そのような形の中で、非常に郡上の開墾といいますか、そのようなことにかかわりながら、あるいはおかげさま、なにくその気持ちを持ちながら、そのようなことに取り組んでおるといふことでもあります。

まだ戦時中の昭和13年には、満州の開拓団が結成されまして、これは国策として、満州の開拓に重要性を持って取り組んできた。これもその郡上の凌霜塾が先頭に立ったようでもあります。現地に入り、時は昭和14年の4月1日だったということが書かれておりますが、まさにこのことも凌霜精神を持って、苦難に耐え、開拓づくりに精励をしたと、そんなようなことが書かれております。

そして、その終戦後でありますけども、終戦後においては、満州のそういった開拓に行かれた

方々の皆さんがこちらに引き上げてきて、そして昭和21年、上野、切立、大平の各開拓地域に入植して、そしてその皆さん方を受け入れたということで、約110世帯ほどとも言われております。そのような形で、非常に苦しい中、また頑張ってきた、そういった精神の郡上市の気質といえますか、そのようなことがあります。

昭和43年9月に、開拓物故者を祭るべく記念碑が、ちょうどこれも凌霜隊碑の墓の斜め向かいに拓魂という碑が建っておりますが、そういった除幕式には、本当に会同が一同すすり泣きの中に除幕式が盛大に行われたということも記されております。

そのような形で、いろんな形で郡上の郡上人といえますか、そういった形の凌霜精神が残っておりますし、もちろんそれは近代社会においては、今の新しい企業、事業、そんなことにも取り組みながら取り組んでおるということを子どもの教育の中でどのように、そういったことをしっかりと、歴史の事実に基づいたことの凌霜の心ということをどのように教育されているかということをお聞きしたいと思いますのでお願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 凌霜の心について今御質問がありました。まず、生き方としての凌霜の心の指導と、それから歴史学習をきちんとした背景を持った凌霜の心の理解という、2点について分けてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、生き方指導としての凌霜の心ですが、これは教育方針にも示しておりますように、高い志を持ち、感謝の心と不撓不屈の精神でひたむきに努力をするということを凌霜の持つ意味として指導しておりますが、なかなかそうはいつでも、具体的に子どもたちに理解をするということは難しいです。郡上市の教育方針の中には、3つの大切運動というようなものを入れておりますが、そこに挨拶、それから言葉、働くといった要素を入れておりますけど、そこに、まめでという言葉を重ねております。これはことしから入りました。このことによって、こつこつと続けるということの大切さを指導しておりますし、あと、夢と希望を持って強く生きるというのも目標の一つにしておりますが、こうしたことは、なにくそという言葉に集約することができますので、例えばなにくそという言葉を知ったら、夢や目標をきちんと持った上でひたむきに努力するんだなということ子どもたちが理解をしてくれればというふうに期待もしております。

それから、助け合い、協力し合って生きるという目標もこれも掲げておりますが、このことはおかげさまという言葉には集約をされますので、今申し上げたように、まめで、なにくそ、おかげさまという、できるだけわかりやすい言葉で凌霜の心を少しでも子どもたちが理解をしてくれるように願っているところです。

中学校の卒業時に凌霜賞というものを設けておりますので、そこでは、3年間努力した生徒に対する表彰ですとか、あるいは社会貢献をした生徒に対する表彰ですとかといったことも実施をして

おりますので、そういったことを総体で子どもたちなりに凌霜の心といったものを理解してくれるのではないかなということをおっしゃっているわけですね。

それから、歴史をきちんと理解した上での凌霜の心であるかどうかということですが、これは、率直に申し上げて十分であるとは言えないというふうに私も思っております。そのいろいろな理由があるわけですが、小学校の今の凌霜にかかわるさまざまな郡上の歴史を理解するということ言えば、例えば社会科の学習を例にとりますと、学習指導要領、あるいは教科書の内容を子どもたちに基礎、基本としてきちんと理解をさせなければならないということがありますので、今山田議員さんおっしゃったような、例えば郡上の百姓一揆から始まってさまざまな歴史の出来事を、いわば郡上の歴史ということで、日本の歴史を一くりにするということは、これは難しいことになってる。

したがって、そうした郡上市だけで日本の歴史を学ぶということは、これは現実的に不可能ですので、1つの方法としては、江戸時代の百姓一揆の1例として郡上一揆を取り上げたり、あるいは戦後の日本の復興の1事例として、例えばひるがの開拓を取り上げたりするということで、事例として取り上げるということは、これは可能ですので、既にそういった授業も学校の先生の中にはやっておっていただく場合もございました。

それから、小学校の3年生、4年生が中心になりますけれども、この地域でのさまざまな出来事を学習するという部分もありますが、そういったことにつきましては、ある意味では丸ごと郡上の、百姓一揆そのものを扱うということは難しいですが、例えば開拓の歴史等については、土地を開いたりする内容として学習するということは可能です。

ですから、小学校の社会科の学習で取り上げることができるとすれば、事例として取り上げたり、1つの単元を郡上の事実を中心にして、明治維新であれば、凌霜隊なら凌霜隊といったものを取り上げていくということは、これは可能で、しかし、非常にこうしたことをやろうとすると、教材化するにはかなり難しい部分がございます。

今申し上げたのは、社会科の学習として行おうとしたらどうすればいいかということについてお答えをさせていただきましたが、社会科以外の、つまり教科の学習以外で郡上の歴史というのは十分学ぶことができます。そのために、市の教育委員会、これは郡上郡の教育振興会の時代ですが、けれども、「ふるさとを拓く」という、郡上の歴史を概観をする冊子が刊行されておりますが、そういったものは全ての学校の図書館に配付されておりますので、それは十分活用することによって、郡上の歴史の概観というのは理解ができ、そこで凌霜についても何か所か出てまいりますので、歴史を背景にした凌霜の持っている意味というのは理解ができるのではないかなと思っております。

それから、今年度発行をいたしました郡上かるたの副読本、ここにも凌霜という言葉が使われておりますし、ひるがのの開拓も含めて、郡上のさまざまな出来事が、なるべくならわかりやすいと

いうことで、その表現に工夫をして刊行しましたけれども、ああいったものについても、郡上のかるとあわせて活用してくれることによって、教科の学習ではありませんが、郡上の歴史を理解し、その中で凌霜の心の歴史的な背景を少しは理解をしてくれることについては期待ができるんじゃないかなということを考えております。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 答弁いただきましたが、郡上人としての、先ほど言いましたけども、気質とか、風土、精神をしっかり子どもたちに何とか、次代を担う子どもたちに意味も含めて、あるいは郡上人としての、先ほども出ておりますが、誇りを持って、地域を愛する、そんなことの教育に取り組んでいただきたいと思っております。

続きまして、スポーツ振興で、運動場の芝生化についてであります。

このことにつきましても前も質問をいたしました、今ちょうど吠高原が、恐らくことしの夏も、今既に利用されているかわかりませんが、できております。そういった形の中で、今、もちろんサッカーのクラブが一番多いと思っておりますけども、芝生の運動場の必要を求めているスポーツクラブの実態はどういった状況なのかということと。

それから、特に私も前、前回の議会で、一議員のほうから質問もありましたが、私は美並地域のほうのまん真ん中センターを利用したとこであれば、必ずこれは美並地域の地域振興とあわせて、その成果が生まれると、私はそう思っております。だから、予算もかかることではありますけども、それも完全な全ての体感ができるような形のそういう設備をしてしまうのか、あるいは芝だけなのか、いろんな検討があると思っておりますので、ぜひとも取り組みをしていただきたいということをお考えを思っております。昨日の消防の田尻の総合グラウンドあたりは、いろんな種目を使われますが、なかなかそこだけで芝生ということは難しいことと思っております。

きのうは雨上がりで、余談になりますけども、大変あそこは排水が悪いことに、きのう気づきました。また、そういったこともぜひ検討いただきたいと思っておりますが、芝生化については、どのような考えかお伺いをいたします。

○議長(清水敏夫君) 教育長 青木修君。

○教育長(青木 修君) 最初に、吠高原の芝生化のことについて、まずお答えをしたいと思いますけれども、市内のスポーツ、とりわけサッカー等について、いろいろ活動しておみえになる団体の皆さん方から、芝生化についての要望は何回か聞いておられるわけですが、吠高原のスポーツ広場につきましては観光課のほうの所管ですけれども、芝生化に向けた整備がAグラウンドとCグラウンドで進められておまして、1万8,000平方メートルで実施をされているところです。まだ芝生の養生期間ですので、使用は制限されているようではありますけれども、主にラグビー、あるいはサッカー

に特化した形で今後使用されていくのではないかとこのように思っておりますし、指定管理者制度の導入も検討されておりますので、そういった管理、活用の方法によって、今後は利用されていくというふうに考えております。

今御質問にあった美並町のまん真ん中広場の件ですけれども、ここは年間積雪量も少ないですので、芝生化には適しているというふうに思われますが、平成24年度の利用実績について、まず整理をしておきたいんですけれども、サッカーを初めとして非常に幅広く利用されておまして、サッカーでは71回、それからグラウンドゴルフで87回、消防で36回、野球で10回、ソフトボールで2回、その他運動外ですとか、あるいは軽スポーツで4回、合わせて210回で、延べ4,832人の利用者がございます。非常にある意味では多目的に利用されているというグラウンドであると言えると思います。

平成22年度の9月議会で、古川議員さんからも御質問をいただいた件ですけれども、まん真ん中広場の芝生化につきましては、事業化に向けて整備費の算定、それから散水施設等も含めた維持管理費なんかの試算を行って、新市建設計画にも位置づけました。それぞれの施設の利用していただく各団体との利用調整についての話し合いも、美並の振興事務所を中心にして行ってきたという経緯がございます。

現在の課題ですけれども、仮に芝生化を行った場合の今後の維持管理についての体制を確立するということと、まだ一部残っております利用団体の方との合意も含めた調整といったことがございますので、そういったまだまだ課題が残っております関係で、次期の建設計画に位置づけるという今現状にあります。

吹高原でのスポーツ広場の芝生化と、それから管理、そして利用の状況、そういったものは今後非常に参考になろうかと思っておりますので、そういったことを参考にしながら、まん真ん中広場のその芝生化と、その利用について、さらにその検討を進めていきたいというふうに思っております。

(8番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 山田忠平君。

○8番（山田忠平君） ぜひ前向きに今後の課題として取り組んでいただけるようお願いをしておきたいと思っております。ちなみに関の中池の芝の広場ですけれども、スポーツ広場ですが、申し込みの選手だけで、24年度だけで1万9,000人、そしてそれにかかわる全体のそこの出入りの人数約5万と言われております。特に万が一、美並地域でそういったことができれば、そのうちの3分の1か、あるいはどれだけか。いろんな形の大会も呼べますので、地域の振興とあわせながら、ぜひ私は期待をしておりますので、またよろしくお願い申し上げます。

続きまして、市長にお伺いいたします。郡上を支える人づくりについてであります。先ほどの前議員の答えの中にも、今まで、これまで市長は郡上学ということで取り組まれて、本当に私も敬意を表しますが、郡上の子どもらしく、根を張った子どもを育てるというようなことでありまして、

まさにそういった中では、この郡上の自然環境、大変豊かな環境あります。そういった中で、先ほど来質問しておりますように、歴史、伝統、文化が息づくこの郡上市は、本当に他市ではまねのできない立地条件にあると思います。

そういった中で、この地の利を活かした、子どもたちに体験教育をさせることが最も大切だと考えます。また、人口の減少、特に将来的には厳しい数値が出ておりますが、そういった形で、いかに地域に残っていただくか、あるいはUターンをしていただくか。

それから、市長先ほど言われましたように、郡上のそういったことの体験教育をした子どもたちが外部に出ても、なおかつ郡上へ自己のPRをしてくれる。そして、それが最終的には郡上市の交流人口も含めて、あるいは定着人口については、そういった自然豊かな環境の中で、安全的な、また長寿的な、健康で暮らせる郡上市を目指していくのであれば、他の自治体からも郡上市に来てくれるんじゃないかということで、将来的には人口増につながることも、必ずこれは他市でまねのできないことだと私は思います。

そのようなことで、特に市長につきましては、郡上学という地域の歴史、伝統、文化については、今、郡上かるたも先ほど教育長言われましたが、そういうような形で子どもたちに教育を行っていただいておりますけども、全体の人づくりについて、市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） お答えをいたしたいと思えますが、郡上を支える人づくりという御質問でございますけども、私最近、いろんな会合に行きまして、言葉だけではと思って、いつも例の、ことしの3月末に発表されました、国立社会保障人口問題研究所の30年後における人口推計というデータをお持ちして、よくお話をすることがございます。

その30年後、ちょうど2010年から30年後の人口推計をお示しするだけでなしに、ちょうど2010年を起点にといいますか、到達点にして、逆に言うと、昭和55年から30年間の郡上の人口の動きはどうであったかという実績のデータとともにお話をすることがよくあるんですけども、その中で、例えば30年前の郡上で生まれた子どもたちが、30年間たつて、その年齢グループの人たちが今郡上に大体どれくらいの数残ってるかとか、そういうお話をしながら、人口推計のお話もさせていただいて、そういう中で、郡上に住む我々としては、来るべき未来に、将来に備えていかなければいけないというお話をしてるわけですが。

そこで一つは、2010年の約4万5,000の人口が、2040年、30年後には3万人を切りそうだという厳しい推計が出てるんですけども、そういうお話をするわけですが、もう一つ考えなければいけないのは、単に年齢別とか、いろんなことでもあるわけですが、数字だけにとられるんじゃないしに、そこにどんな郡上市民が住んでいるかという、その質の問題で、どんな考え方、どんな行動、様式を

身につけた郡上人が住んでいるかということが非常に大きな問題ではないかというふうに思います。

そういうことで、仮に数が少なくても、そこにふるさとを担う人材としてのすばらしい郡上人が住んでいれば、決して未来は、暗くはないというふうにも思うわけですし、そのためにも、先ほどからお話がありますように、ふるさとを愛し、誇りに思い、そしてふるさとの経済を支え、家族を支えるというような形の郡上人というものをこれからも育成をし、そうした人たちに担っていただく必要があるというふうに思っているところでございます。

そういう意味で、先ほどから話に出ています体験等を含めた郡上人教育といえますか、郡上人らしい、三つ子の魂百までと言いますから、そういう幼少期からの教育が大切だというふうに思います。

そういう中で、最近、もう一つ、今例えば郡上市の雇用対策協議会等で一生懸命高校生等に対する職業教育、あるいはそういう職業の世界へのいざないといえますか、そういうことをやっておりますけども、長期的に見て、高校教育とも、小中学校の教育は今教育委員会で一生懸命やっておりますが、高校教育との連携ということも非常に大切ではないかというふうに思います。

最近少しちらほらお聞きをしている中で、例えば郡上出身の教員が、若い人が非常に少なくなってきたという中で、これがずっといきますと、今は校長先生とか、教頭先生とか、いろんな郡上の出身者もかなりいらっしゃいますけど、若い人たちの中に郡上出身の教員がいなくなってきたと。

これは、将来は、ある意味では、もちろん郡上出身の先生ばかりでなくても別にいいわけなんですけども、ある程度の数の郡上出身者が、また最終的には郡上の教育を担っていただけるというところに、いろいろ問題としとるふるさと教育なんかも、みずからの経験も踏まえてやっていただけるわけですから。

そういう意味からすると、郡上出身の教員というような、教職員というような職業を持つ方もある程度意図的にというか、人数を確保したいなど。そうすると、高校教育の現場における生徒の指導というようなことを、進路指導とか、そういうことでやってもらいたいなどというようなことも思っておりますので、そういうことも高校の先生方とも話し合っていきたいというふうに思っております。

それから、郡上を支える人材というのは、若い人だけでなしに、若い人たちが郡上に帰ってきて住みたいというのは、我々の高齢者であったり、あるいは今中間の生産年齢人口である、現に住んでる我々が、いかに若い人たちに住み、働いているという形で、郡上はすばらしいというお手本を見せることではないかというふうに思います。そして、若い人たちと良い家庭の中での家族関係、親子関係をつくっていくことが、将来家族を支えるために郡上へ帰ってこようと、郡上を支えようという気になっていただけるんじゃないかという思いがしますので、そういうことを考えますと、

郡上を担う人材づくりというのは、単に若い人の教育、あるいは育成ということだけでなしに、全年齢層にわたって、我々はこの社会の中でいかにいくべきかと、いかにふるさとを存続させていくべきかということを考えていかなければいけないというふうに思います。

そういう意味では、シニアの教育も、といいますか、学習も、それから現役世代の学習もいろんなことが、それから社会に出た、今まさに郡上へ帰ってきてくれる若い人たちの教育、学習も全て大事だというふうに思います。

きのう、お話がございましたように、市の消防操法大会にあれだけ各方面隊の代表として一生懸命取り組んでくれる若い人たちの姿が、ああいう消防団活動を通して、ふるさと教育に私はなるといふふうに思いますので、いろんな形でこれから人づくりに取り組んでいく必要があるといふふうに思います。

(8番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 山田忠平君。

○8番(山田忠平君) 市長まさにそのとおりで、私も同感するところではありますが、教育自体、あるいは人づくりについては、本当に地域づくりは人づくりから、あるいは地域の発展は人づくりから、いろいろ言われておりますが、教育といいますと、特に長期的展望に立って、すぐあしたが見えるということでないと思いますので、根気強く、そして我々も含めてしっかりと地域を愛し、誇りを持ち、そして郡上人としてのしっかりした心構えを持ちながら取り組んでいくと、そのことが大事でありますので。

けど、現在の社会としては、安全、健康、そのことについては恐らくまず注目するところでありますので、確かに郡上の地域とすれば山間地域で、急傾斜随分多いところではありますが、災害災害、その心配ばかりありますけども、郡上としての本当のよさがありますので、そういったことで、ぜひ他からも、他市からもうらやまれるような郡上であるように取り組んでいきたいと思ひますし、お願いをしておきます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(清水敏夫君) 以上で、山田忠平君の一般質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時30分を予定いたします。よろしく申し上げます。

(午後 2時20分)

○議長(清水敏夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後 2時30分)

◇ 武 藤 忠 樹 君

○議長（清水敏夫君） 13番 武藤忠樹君の質問を許可いたします。

13番 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をしまいたします。

今回は、大きく2点についてであります。この2点につきましてですが、2点とも行政にお願いするというより、市民と協働の中で進めていかなければならない問題だと思いますので、その点も含みおきまして御答弁いただけたらと思っております。

最初に、出会いの場の創造をということですが、現在、郡上市内で公民館活動とか、イベント、またイベントとしての婚活とか、さまざまな取り組みがそれなりに行われているように思いますけれども、現在の郡上市の中では老若男女問わず、出会いの場が余りにも少ないように感じております。社会全体が、郡上市全体がコミュニケーション不足になっているように感じております。

マイホームのマイルームもマイカーで出て、ショッピングセンター行って買い物をして、またマイカーに乗ってマイルームへ帰ってくると。平日は家と会社の行き帰りだけ。そんな中で、結果、社会の存在に気がつく機会が失われ、没社会的な人間、また社会に対して無比判な人間ができていくように思います。

郡上市内でも少子高齢化と、そういった大きな問題の取り組みの一環としても、社会全体でさまざまな出会いの場の創造が必要と考えておりますが、先ほど、午前中の質問にもありました60歳の還暦式とか、いろんな計画、いろんなアイデアあると思いますが、私は、3月の一般質問の中で、郡上市が合併した後に市役所内ですごいカップルが生まれたという話を聞きまして、「ええ、そうなんだ。出会いさえあれば何とかなるんだと。」そんな思いもしまして、きょうの質問に至っておるわけですが、最初に青年団、女性の会にかわる出会いの場ということで、教育長さん、また市長さんに質問したいと思っておりますが、かつて郡上市には、多くの青年団とか、また女性の会が、婦人会とかつては言っておりましたが、ありましたが、現在、こう青年団とか、女性の会がなくなりつつありますが、このなくなったのはなぜだと思いか、教育長さん、市長さんに、まず質問したいと思っておりますが、どうお考えでしょう。現在、この青年団とか女性の会がなくなっているのは、どんな原因だと思いか、ちょっと御答弁いただけたらと思っております。

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 青年団、それから女性の会の活動がだんだん低調化し、かつなくなっていく、その原因は何かというお尋ねですが、一つは、生活の様式そのものが個々の生活、あるいはいろいろな活動、あるいは広がり、それで事足りるというのが、一つは状況としてあるというふうにあります。

それから、もう一つは、特にこれは若い人たちを中心ですけれども、いわば情報社会の進展によって、興味・関心が身近な仲間というよりは、どちらかといえば余り濃密なかかわりを持たなくてもいい、非常にさらっとした関係で事足りる、いわばインターネットを通じた、そういった人間関係を結ぶという傾向も一つあろうかというふうに思います。

それから、もう一つの理由としては、これはさまざまな仕事、あるいはその活動の状況をももちろんですけれども、活動する機会そのものが少ないと。したがって、その活動をする楽しさから人とのつながりの楽しさへ広げていく、あるいは深めていくという経験自体が少ないということも言えるかというふうに思います。

もう一点は、これは女性の会、それから青年団もそうですけれども、どちらかといえば年齢による上下関係を比較的嫌うというのが若い人の中にもございますので、そういった、いわば縦の関係を多少疎ましく思うというのも、一つの理由ではないかというふうに思います。

いずれにしても、今、幾つか要素を申し上げましたけれども、そういったことが総合して遠ざかっているというふうには思いますが、これは全く絶望的な状況ではなくて、出会いの機会を工夫しさえすれば、新たなつながりとしての女性の活動、新たなつながりとしての青年の活動ということは、これは十分可能だと思います。それは、今、中学生、高校生の中で、仲間というものを非常に大事にしております。この仲間には先輩、後輩という関係もございますので、そういったことを考えると、私たちとしては、新しい出会いの場を工夫するということが、やっぱり求められているのは現在の私なりに思っているところでございます。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） 私も、ただいま青木教育長が話されたようなことと余り変わらないようなことを大体感じておりますが、特に青年団については、私自身もちょっと郷里を離れたりなんかしたりしたものですから、青年団活動というのは自分自身は余り経験はないんですけども、特に、例えば戦後の青年団などというのは、そこに楽しみを見出すことができたんだろうと思いますね。芝居をやったりとか、いろんな形で、あるいはそこにまさに楽しい出会いがあった、そういうものが今は、特別そういうものによらなくても、ほかの楽しみというものが持てるようになったというようなことがあると思いますし、また、女性の会についても、よくお聞きをするのは、そうした活動をやると次から次へといろんな役をやらなくちゃいけないという中で、今、昔のように女性の、特に主婦の方々が専業主婦とかっていう形で御家庭におられて、そういう活動の場を求められているということよりも、相当お仕事はお仕事で持ちながらというような形で時間的な制約といいますか、そういうようなものもあわせて原因があるのかなというふうに思いますし、概して、人間関係というものをこの抜き差しならぬこの非常に濃密なものを求めるといよりも緩やかな関係といいますか、そういうようなものの中に自分の身を置きたいという、私なんかも多少そういうところは、傾向は

なきにしもあらずですけども、そういうような思いというものが今日のそういう状態を反映しているんじゃないかというふうに思います。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） はい、ありがとうございました。

突然の質問でしたけれども、私もこの問題についてはPTAをやるころからずっと思っておるんですけども、本当に人間同士の付き合いというものは非常にわずらわしさを伴いますが、そのわずらわしきイコール幸せになるということには、かなりの時間がかかるのかなって気もしてますので、そんな思いで今までも来てますけれども。

次に、ここに書いております青年団、女性の会にかわる出会いの場として各種団体の合コンはというように書かさせていただきましたが、例えば婚活のイベントとか何かあるんですけども、前回、市長に、例えば郡上市内のトップ会談をやったらどうですかって話を、呼びかけをしたんですけども、トップ会談をすることも必要なんです、そのトップの方々が集まって、例えばいろんな各種団体の方々が自分とこのものも出そうという意気込みを持っていただいて、行政もそうですけれども、例えば商工会なり森林組合なり、いろんな方が職員を出して、そこで、僕は一杯会でもいいと思うんですけども、もっと本当に肩の凝らない合コンで書きましたけれども、こういった形で出会いの場をつくることもできないのかなという思いもします。

また、その後2番目に書きました結婚後の新婚の集まり場と書きましたが、議会でも新婚さんができましたので、ぜひとも、そういったことも取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、結婚して新しい場に見えた方々、いろんな共通の悩みを持ったこういった方々をやっぱ一堂に会して、一つの横の関係をつくっていくという意味でも結婚後の新婚さんの集まりみたいなものも計画できないものかなと思っています。

それから、3番目にイベント開催の場を提供と書きましたが、私もこれ、高校時代には劇をやりましたし、大学ときには学園祭でお茶漬けをやりまして非常にもうけさせていただいたこともあるんですけども、そこへ行くよりも、そこにイベントの、例えばいろんな店舗を出すという、そういう参加の仕方によって、そこで仲間もできていく、いろんな形ができたんですけども、こういったイベントの開催の場に、例えば今でしたら、本当に既存の団体ばかりが出店しとるんですけども、もう少しいろんな出店の場を設ける、まず募集する、これには、いろんな保健所の問題とか、いろんな問題も食べ物についてはあると思っておりますけれども、いろんなさまざまな形でイベントに市民の方が参加できる呼びかけができないものかなって思っています。

それから、スポーツクラブ、趣味の会、公民館活動の推進ってありますけれども、私自身、中学校を卒業しましてから7年間、郡上を離れておりました。帰ってきたときに、本当に家と会社の通

いだけで、夜は本当に何もすることがなかったって覚えがあるんですが、その中で、郡上八幡のバレーボールクラブに入ったおかげで、10年間、そこでみんなと仲間と知り合って、本当に有意義な青春時代を送らせていただいたなど、そんな思いがしております。

私のそんな経験も踏まえまして、このスポーツクラブとか趣味の会、公民館活動、こういったものをもう少し郡上市民に情報提供して、こういった会があるよ、こういう集まりがあるよといったことをもう少し広げて、また、代表者の方にすぐ連絡すれば、団員募集してますよ、公民館も趣味の会もみんなそうなんですけども、そんなことができないものかと。

市民一スポーツということもありますけれども、市民一スポーツ、また一趣味等々、多くの方が参加しやすい環境整備、また情報提供といったものに取り組んでいただきたいと思いますが、ここは部長さんですか、教育長さん、どなたでもいいですが、御答弁いただけたらと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 今、向こうを眺めたらこちらから、私のほうでお答えをさせていただきたいと思います。

さまざまな出会いの場というものを構成するという事は非常に大事なことだとは思いますが、武藤議員さん、いつもおっしゃているように、ある意味では緩やかな関係を築いていくということが長続きするという事になると思いますが、その前提として楽しめる、それから親しむことができる、そういった活動が続いていくということも、これも長続きする前提だというふうに思っています。

そこで、私たち教育委員会としては、スポーツ、これは少年スポーツであれ、青年のスポーツであれ、あるいはシニアの方のスポーツであれ、誰もが、どの年齢に応じてスポーツができる環境というものは、これは必ず整えていかなければならないものだというふうに思っています。

総合型地域スポーツクラブということについても、今後は、さらに充実をさせていかなければならないと思っておりますし、公民館の、いわばその軽スポーツについても、これも今後も継続し、さらに充実させていかなければならないというふうに思っておりますが、そういったスポーツにせよ、あるいは趣味の会にせよ、まず前提となるのは活動の拠点であることだけはきちんとすべきだと思います。

それは、私は公民館だというふうに今のところは捉えておりますが、公民館につきましては、昨年専任主事をもう配置ができるような配慮もしていただいておりますし、それから、公民館によっては中学生、高校生の参加も進めることができるところもふえておりますし、こういった前提を踏まえながら、今後は女性の参加、それから若い人の参加をふやしていきたい。そのために、例えば公民館活動の中で、趣味あるいはスポーツ、そういったときに、これこそ市民と皆さんとの協働で工夫をしなければいけないことだと思っておりますが、どういう情報をどんな形で提供するかという工夫が必要だと思います。

そのために、例えばスポーツ活動であればお試し入会といったような期間を、ある程度の期間をつくるということも工夫の一つだろうというふうに思いますし、それから、一会員が3人の仲間を連れてくるという、そういう期間を設定して仲間をふやすということも大事だろうというふうに思いますし、今、若い人たちはメールによる交換が非常に巧みですので、若い人たちを中心にして、メールによって行事や会合への参加を呼びかけるというのも一つの方法だというふうに思います。

それから、公民館活動の中で、絵画であるとか、あるいは書道であるとか、そういった文化活動、あるいは短歌・俳句もやってらっしゃる方がいますので、例えば市の美術展とか、そういったときに、会員の方が多くの方に呼びかけるということも一つの工夫だろうというふうに思います。

そういう意味で、武藤議員さん、おっしゃるように一編の通知を出し、それで事足りるんじゃないということは、私たちもそれを肝に銘じながら、相手に応じた情報の提供の仕方というものも工夫を、今後は凝らしていかなければならないというふうに思います。

先ほど申し上げたように、会員の方が、会員みずから働きかけるというような、いわばその口コミによる参加の勧誘というのも大変効果があるかというふうに思いますので、今後とも、そういったことも含めた検討を進めていきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） そのほか答弁はございますか。

（挙手する者あり）

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） はい、ありがとうございます。

いろいろ質問しまして、いろいろ提案もしましたが、一つだけ本当にお願ひしたいのは、結婚をし、郡上で住まわれる方々の出会いの場を計画できないかということですが、これ本当に最近思うんですけども、これだんだん我々の年代と、また今の若い人たちの結婚される方の思いも違うんですし、嫁と姑の問題もあります。

また、いろんな大人の結婚観と今の若い人たちの結婚観の違いもありまして、この家族の中でいろいろ価値観の違う人たちが一緒におるのじゃなくて、新しく結婚してみえた方々が、お互いの仲間をつくって、発言の場は、例えば黙っとるんじゃないしに、発言の場、憂さ晴らしでも何でもいいですが、しゃべるってことこの場を与えていく、与えるっておかしいですけども、そういう場をつくっていくってことが非常に大事なんじゃないかなと思っております。

一つは、最近思うのは、これは個人的ないろんな思いがあると思いますが、個々の問題あると思いますが、非常に離婚といった問題も多くあります。これは社会の中で、昔は女性は結婚したら家庭に入るもんとか、子どもは親の面倒見るの、嫁は親の面倒見るのは当たり前とか、そういった当たり前が、今、当たり前じゃなくなってるということも、みんなで、しっかりそういうことも認め合っていくってことも、今後必要かなって思っておりますし、こういうことが、ひい

ては長男の嫁といった形で、非常に郡上市は長男の嫁といったことも問題になってきます。私自身も長男ですので、そういったことで、自分のお嫁さんが、家庭でなしに外で、そういったつながりを持ってあって、そういう出会いの場をつくっていくってということも、非常に必要なことかと思っています。

勝手にそれぞれができればいいんですけども、なかなかそれも新たな社会に入られた方には非常に難しい面もありますので、どういった形かわかりませんが、少しでもそういった出会いの場が計画できたら、ちょっと呼びかけて、何月から何月まで郡上市でお嫁に来られたかた、夫婦でもいいですけども、集まってくれていただけでもいいから、そういった形で出会いの場ができたらなと思っていますが、こんなことはできないもんですかね。

○議長（清水敏夫君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） できないものですかねと言われると、できないことはないとお答えを、せざるを得ないような気がします。「新婚さん、いらっしやい」という番組がございますけども、本当に、今、いい御示唆をいただいたような気がします。

郡上市としては、婚姻届ということで、また広報でもお知らせをしているように、少なくとも、めでたく御結婚された方は、そういう情報はおつかみをしてるわけですから、それで招待状を出すと、ちょっと叱られるかどうか、ちょっとよくわかりませんが、そうやって一定期間、結婚をされた方が、何らかの呼びかけによって一堂に会されて、いろいろ楽しく話をされる、そういう中で、例えば今、郡上市が目指しているしっかり子どもを育てていただくというようなことの機会にもなるかと思えますし、また、そうやってせっかく結婚をして郡上を住まいとして考えてくださった方々が、現状でどんな不満もあるかもしれないし、いろんな希望もあるかもしれませんが、そういうことをお聞きをするっていう機会もあると思えますので、一度、非常にいい御提案だと思いますので、ことしのテーマが、私たち抱えているテーマの中に、若い人たちの参画による地域づくりということを考えておりますので、一度、よく検討をしてみたいと思います。

（13番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

もうぜひとも、田中議員を中心にこういった計画ができればと思っておりますので、またよろしくお願ひします。

今朝から、この一般質問の中でもいろんな話の中で、また政治の中で、社会の中で、例えば若者とか、女性の参加が少ないと言われます。

先日行われました美濃加茂の選挙は、若者と女性の選挙だったんですね。郡上市ではとても考えられないのかなと思っておりますけれども、私は、この若者の参加とかが、女性の参加が政治とか社会

で少ないっていうのは、若者や女性の問題ではなくて、こっちの問題だって捉えないことには、これ全部解決しないんですね。若い人は来ないから悪い、女性が参加しないから悪いって言うの間は、この問題は絶対解決しなくて、これは我々大人が、彼らがどういう考えでいるかということを知ってあげて参加を呼びかけていく、また、参加していただいたらそれを認めてあげるっていう形をつくる。せつかく来ていただいても、何にも仕事を与えんでは何にもならないということもありますし、それぞれの立場をつくっていくっていうことも、これは我々大人の、男の男性社会の問題だと思っておりますので、そんなことも含めて、今後、行政も取り組んでいただきたいと思っておりますのでお願いいたします。

次に、2番目の問題、防犯であります。

これは、非常に難しい問題なんですが、戦後、平和な日本、平和な日本ということで教育長も最近、きのうですか、前の一般質問に答えられましたが、私は、果たして日本は平和だったのかなと、戦後、平和な日本だったのかなということを最近思っています。

これは、一つは拉致問題が出てきました。最近ですと、海上の拉致問題が出てきて、この拉致問題、内容を聞くと非常に不満って、もう頭にくるといふか、こんなことがあったんだということを感じております。私もちょうどこの時期、ちょうど二十歳前後でしたので、能登半島の海岸ヘテントを持って1週間ほど旅行したこともあって、ひょっとしたら私も拉致された危険性あるな、本当、日本人全員が拉致の危険性があったわけですから、そういう意味で考えると戦後平和な日本って言われましたけど、果たして平和だったのかなっていう思いがしています。

私は、この平和な日本、日本の平和っていうのは、平和憲法で守られて平和になっていると言われますけれども、私自身は、世界の平和なくして日本の平和はないと私は思っています。日本だけが平和で世界が平和でないなんてことはあり得なくて、世界の平和を目指さなきゃ日本の平和もない、私はそんな思いでおりますが、これは非常に話は大きくなりますので、郡上市では余分な話なんですけど、この平和な日本と言われる中でも、特にその中で犯罪に無縁に見えた田舎が、この高度成長期の中で住民の意識の変化とか、先ほど言いましたコミュニケーションの希薄化が進み、非常に犯罪が郡上市でもふえているように私は思っています。

これ、先日、図書館で借りたんですけども、「地方を殺すな！」という本です。これにショッキングな情報が載っていました。「地方は本当に危ないのか。」で、1992年から2002年までの市町村別犯罪件数変化率、1位は長野県長谷村ですか、第2位が岐阜県明宝村、第3位が岐阜県大和町、第15位に岐阜県高鷲村と、この犯罪件数の増加率で2位と3位と15位に郡上郡の3つの町村が入るといふ、このショッキングなニュースの記事を見まして、これはこんなことなんだ、これは非常に十分と言えないまでも、この郡上市内の道路整備がなされ、犯罪の広域化とか都市化が進む中、私はこの道路網の整備の中で地方社会に流動性と、それから匿名性が生まれたと、そんなことがこの

犯罪の増加の原因になってると思うんですけども、この郡上市の犯罪を今後、未然に防ぐ対策として、市民の自主防犯への取り組む必要も感じておりますけれども、市民一人一人の意識改革も必要ですが、行政としても取り組むことも必要に感じております。

最初に、自治会等での防犯体制の組織化の現状と今後、そういうことを少しお知らせいただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） それでは、まず郡上の軽犯罪の認知件数の総数調査の実態のほうからです。今、武藤議員さん言われましたように、確かに平成14年まで、ここでは814件という非常に多くの件数がございます。これは、言われましたように、道路整備とか、そういうような影響の中で都市の交流とかそういうものの中で、入り込み客数等々のふえる中でふえてきておるのかなというふうに思っております。

ただし、14年以降、平成23年においては341件という、半数以下になってきておるというような現状でございます。それで、今のところ右肩下がりというような形で減少はしてきておるという状況でございます。

それで、今の御質問でございますが、自治会とか、地区会等での防犯団体、組織化しておるところは、現在1団体ございます。一例を紹介させていただきますと、八幡町の川合地区というところがございます。ここにおいては、平成17年の8月にパトロール隊を結成しておるという状況でございます。南部と北部、西部の自治会を活動範囲として行っておると。活動内容においては、週2回、車両によるパトロールと、また散歩において皆さんが腕章をつけてパトロールをするというような状況でございます。このような活動は、非常に市民一人一人の防犯意識を高めるということに重要な意味もございます。

また、非常に市民の方が見ておられるという中の抑止力的な効果も非常にあるのではないかなというふうに思っております。こういう団体がふえてきていただくと非常にありがたいと思っております。

そこで、新しい団体を組織するのか、その中の、自治会の中の既存の組織の中で防犯活動を行うのかというようなことで、活動の推進は進めていきたいと。その活動の支援は、市としても行っていきたいというふうに考えてございます。

議員言われましたように、地域と行政、また警察等々が連携して、安全・安心なまちづくりを進めていきたいというふうに考えております。

（13番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

今、御答弁いただきました、私も本当にそう思ってます、先日議会報告会の中で防犯カメラの設置をという御要望もありましたが、私はそこまではお金かけてできないけども、市民一人一人の目が防犯カメラになればいいと、もうそういった意識が自治会の中にも必要な、郡上市民にも必要なと思ってますので、ぜひとも郡上市民の目そのものが防犯カメラになるような、そんな郡上市であってほしいなと思っております。

次に、そういった面でも、見守り隊といったものが今あります。これは、朝、小学生が登校する際に大人の方が見守り隊という形で、ベストを着て一緒に子どもさんと歩いてみえますけれども、これ、今どういった形でできて、今どんな郡上市内なのか、また今後のこともお聞かせ願いたいんですが、私自身の意見としては、朝は集団登校するんですね。もちろん交通事故の問題もありますけれども、ただ下校の時期になると、ほとんど大人の方が表に見えない中で子どもが1人で帰っているという状態が今あります。本当に、夕方、3時から4時の間、皆さん外に出られないし、下校は集団下校でないしということもありまして、非常に交通量の少ないところでは危険が伴うなって、いつも見ておるわけですけども、そういったことの対策も必要かなって思ってますし、子どもを狙った連れ去り事件といったものがテレビで報道されるたびに、郡上でこういうことが起きないやいなと、本当に農業をされる方が少なくなって表に人が見えない状態で子どもが1人で歩いて帰っているという姿を見ると非常に危険を感じるんですが、その辺のことも含めまして見守り隊の活動の現状と今後について御答弁いただけたらと思います。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

教育次長 細川竜弥君。

○教育次長（細川竜弥君） ただいまの見守り隊のほうの現状でございますが、地域ボランティア等の組織的な見守りでございます。これを行っている小学校につきましては12校でございます。今、議員おっしゃいましたとおり、黄色のジャケットを着用してといったような活動で見守りの活動をして見えるところもございまして、それから、今のとおり、見守り隊というのが、低学年では下校時にも付き添うというような学校もございまして。

それから、今度は組織的ではございませんが、特定の保護者、職員が見守り活動を実施している学校、小学校というのが4校になっております。

それから、PTAや地域の方々に見守り活動を積極的に呼びかけ、自主的に活動していただいているという学校が6校ということでございまして、先ほど議員おっしゃいましたとおり、登校時には時間が大体同じになりますので、この見守りという活動が組織的であれ、こういう自主的な団体の活動であれ、そこそこできておるのではないかなというふうに思いますが、下校時が時間がばらばらになるといったようなところで、ただし、先ほどのとおり下校時でも付き添い、それから、一

点、これは非常に他校でも参考になるのかなということを思いましたが、下校時間を防災行政無線等のチャイムを使いましてお知らせをして、その時間に意識的に外に出ていただく、あるいは、これは市内の例ではございませんけども、その時間に犬の散歩に出ていただくとかといったようなことで、できるだけ外へ出ていただいて、その子どもたちを見守っていただくというようなことも、これは、もしほかの学校で下校時のことの見守りのことでちょっと頭を悩ませておられるような学校については情報提供させていただいてといったことを思います。

ただ、学校の規模ですとか、地域というのが違いますので、一概に同じ方法がということはございませんが、それぞれ、また子ども110番の家とかといったようなこと、これは若干ニュアンスが違います、日常的に子どもたちへの声かけですとか、あるいは情報提供といったことを地域の皆さん全員の目をお願いするといったような活動につなげていきたいというふうに思っております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） 非常にいい話を聞きました。下校時にチャイムを鳴らして、皆さん家から出ていただくと、もうこれはぜひ、こういうことに取り組める地域がふえたらいいなと思っております。

こうやって家にいるんじゃないしに、出ていただくことは、これはまた出会いの場の創造にもなりますし、防犯といった面も含めて、こういったことが郡上市内で行われるということができましたら、本当にすばらしいなと思っておりますので、ぜひともこの下校時にチャイムを鳴らして、家から、もう水戸黄門を見ている場合じゃないって外に出ていただく、そんなふうになったらいいなと思っておりますので、ぜひとも宣伝していきたいなと思っております。私自身は、本当にこの子どもに防犯ベルの携帯をさせるべきじゃないかと、そういったくらいの思いをしておるんですけども、そういったこともPTAの中で取り組んでいただけたらと思っております。

最後に、防犯面での空き家・空き店舗、廃墟対策といったことですが、これは皆様の記憶にもあると思いますが、2006年の4月に女子中学生の殺人事件、中津川でありました。この舞台となったのが、元パチンコ店の廃墟内ということでありました。

先日も私たちの住む相生で、空き家にランプがついとったって、この人は帰ってみえたなと思ったら、尋ねたらまるっきり知らん人がおったって話もありまして、この空き家とか空き店舗、廃墟対策っていうのは、非常に犯罪を防ぐ意味でも大きな意味もあると思いますが、その対策といったものをお聞かせ願えたらと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

総務部長 服部正光君。

○総務部長（服部正光君） 今、空き家とか空き店舗の関係でございます。

本当に18年の4月には、不幸にも今言われましたような事件がございました。そこを受けて、その18年のときに郡上市でも犯罪の温床となる廃屋とか店舗等々調査して改善の依頼をしておるといふ状況でございます。

それから、さらに犯罪の温床となるような、廃屋だけではなく、空き店舗とか、また周辺に悪影響を及ぼすような恐れのある空き家とか、地震時、防災面での関係でいろいろ調査をしながら、昨年の5月に庁舎内で空き家対策検討委員会っていうのを立ち上げてございます。そこでは、全国各地での事例の研究を進めてまいりました。

また、自治会長さん等の御協力を得て、市内の空き家とか廃屋の調査をしました。そこで、260軒の空き家が報告されたという中で、改善が必要などというような形での空き家142軒、危険な空き家という形でございますが、2軒が報告の中に入っております。

それで、市としては、全国では、所有者への排除勧告とか命令、行政の代執行とか、そういうような事例がございます。そういうようなことを、また研究をしていきたいということと、また、これの除去費用への補助金制度というのをやっておられる自治体もございます。その辺をよく、今年度、危険空き家廃屋対策懇話会という形で開催しまして、地域の安全・安心のためにどのような解決策があるかというようなことを研究していきたいということで、ことし第1回目を7月に実施していきたいというふうに考えております。

(13番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 武藤忠樹君。

○13番（武藤忠樹君） ありがとうございます。

これは、本当に空き家・空き店舗、廃墟対策ですけれども、逆にこれ以外にもまだ空き地とかいろいろなこともあって、人の手が入らないところというのは非常に危険な場になりますし、そこでいろいろな犯罪の温床になる可能性もありますので、ぜひとも対応をお願いいたしますが、防犯といった面で非常にこの人と人のコミュニケーションといった問題も、非常に問題だと思うんですけども、もう一つ、この防犯の中で大きな問題は、私は経済問題が絡んでくると思うんですね。経済的な問題で犯罪に及ぶといったことも非常にあります。そういったことも含めて、ただ行政で何をしろと言うわけではありませんけども、そういった目で、経済問題も含めて、この防犯に取り組んでいかなければ、本当の取り組みにならないのかなって気がしてます。

私がいつも宗教言葉、宗教の中で習った言葉ですけども、「業縁をもよおせば、いかなるふるまもすべし」と。人間といったのは、縁が催せば殺人でも何でもするよっていった、こういった親鸞の言葉ですがありまして、人間そういった縁を催すと何でもする人間だっていうことも、私自身も肝に銘じてそういった接し方、防犯にも取り組んでいかなきゃと思っておりますが、先ほどのお話しました拉致問題、海上の拉致問題の中で一番ショックだったのは、「拉致被害者については、北朝

鮮は絶対に送り返さないと思う。殺害という犯罪が明るみになってしまうからだ。工作機関は依然、日本や韓国の海岸にひそかに浸透している。」こう最後に結んであるんですね。

まだ、北朝鮮の工作員が日本におるって書いてあるんですけども、郡上市でも未解決の問題、高鷲とか八幡でもいろいろありましたけれども、ひょっとしたら北朝鮮に連れ去られたんじゃないかって疑わなきゃならないくらいのことを思っただけで、これも過去の話じゃなしに、もう本当に現在の話として、この拉致問題については、もう日本として取り組んでいただきたいし、我々郡上市もそういった目で、この犯罪といったものが起きないようにみんなで見守っていくということも大切なことだと思っていますので、ぜひとも今後、郡上市がそんな取り組みができて、また取り組みができる出会いの場をつくり、コミュニケーションをつくって、すばらしい郡上市になりますことを祈念しまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で武藤忠樹君の質問を終了いたします。

◇ 尾 村 忠 雄 君

○議長（清水敏夫君） 続きまして、14番 尾村忠雄君の質問を許可いたします。

14番 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、今回は2点について質問をさせていただきます。

きょう、一般質問、一番最後ということで皆さんお疲れかと思っておりますけれども、もうしばらくの御辛抱を、よろしく願いをいたします。

まず、1点目ではありますが、不登校児童・生徒の現状と対策について質問をしたいと思っております。このことについては、本当に、先ほど8番議員のほうから教育長に凌霜の心で教育方針をやっておる、それを受けられない、そういったことを危惧しながら質問をいたしますので、的確な御答弁をよろしく願いをいたします。

さて、近年、いじめの深刻化や不登校児童・生徒の増加など、児童・生徒の心のありようにかかわるさまざまな問題が生じてきております。この現状を考えると児童・生徒や保護者の抱える悩みを受けとめ、学校におけるカウンセリング機能の充実が求められております。全国的にも、専門的な知識や経験を持っているカウンセラーを積極的に活用する必要が生じてきております。

また、学校教育や児童・生徒にかかわる課題、つまりいじめ、不登校、発達障がい等に対する理解や、それぞれの都道府県の方針等に対する理解を求めるために、各教育委員会において、支援員、相談員を対象とした研修等も大切であると考えております。

こうしたことを踏まえ、市内における児童・生徒の不登校の状況、詳しくは不登校に対する考え、また児童・生徒数の現状等について教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君の質問に答弁を求めます。

教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） それでは、不登校の現状と不登校に対する考え方についてお答えをいたしたいと思います。

市内の不登校の現状ですけれども、欠席が30日を超える児童・生徒ですが、小学校で、平成23年度で7人、それから24年度で13人で、小学校は増加の傾向にあります。また、25年の4月段階では、小学校では6人になっておりますので、恐らくこの年度は昨年度とほぼ同数になるのではないかと予想をしております。

中学校は、平成23年度は22人、24年度も同じく22人で変化はございませんが、今年度の4月段階で16人となっておりますので、恐らく、これも昨年度と同様の数になるのではないかと考えてます。

それで、出現率ですが、これは児童・生徒数1,000人に対してどのぐらいの割合でっていうことですけれども、小学校は23年度は、岐阜県全体では約4人でしたが、郡上市の場合は約3人という数字になりますが、先ほど申し上げましたように、小学校は平成24年度よりふえておりますので、平成24年度の出現率は5人というふうになるかと思えます。

中学校につきましては、岐阜県が約27人に対して郡上市は約16人ということです。ですから、全体として増加の傾向にある、もしくは現状維持ということですので、市の教育委員会としては、非常に危機感を持って臨んでおります。

この不登校ですけれども、これは心の問題でもあり同時に進路の問題でもあります。小学校、中学校を卒業して高等学校へ行き、さらに社会に出たときに自立的な社会参加ということについても危惧のほうをしなければならぬ点がございまして、小学校、中学校の子どもたちが自立をし、そして自分の進路を決めていくということができるような方向での指導ということが求められているというふうに思えます。

そういう意味で、学校に来ることが楽しいと感じられるような魅力のある学校づくりをすることと、休みがちな児童・生徒を早く見つけて、早く対応すること、それから、休み始めたら少しでも早く学校に戻れるような、そういう意味で未然防止、あるいは早期発見、そして早期の対応といったことについて、非常に大事だという認識でおります。

（14番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） 了解をさせていただきました。

さて、市内においては支援員、相談員が各学校に配置され、教育相談等大変誠実に努力しているところであります。このことは、小中学校の児童・生徒だけでなく、高校との連携も必要かと考えます。特に、ほとんどの生徒が高校進学する現状を考えると義務教育である小中学校と高校の連携

が大切であると考えます。

こうしたことから、市内での不登校児童・生徒に対する取り組み、また不登校の未然防止のあり方について、各学校においてどんな取り組みを行っているかお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 学校での取り組みについてお答えをしたいと思います。

学校では教育相談、それから不登校対策委員会というものを設けております。全ての学校で全校体制で、少しでも不登校を減らしたいということで取り組んでおります。特に、不登校対策委員会の中では、特に支援が必要な児童・生徒に対して、どういう支援をしていくかっていうことを、その子の不登校の状況も含めた情報を全ての教員が共有をするようなことと、それから、それぞれ役割を分担してどんな対応をするかということについて対策委員会の中で協議をし、決定して行動をしていると。

それから、もう一つは、定期的なアンケート等を行いまして、その生徒の心のありようについて把握をしたり、あるいは生活ノートですとか、担任による家庭訪問ですとか、本人との話し合い、そういったことを含めた情報をきちんと把握して、この対策委員会の中で、その情報に基づいた協議をするように努めておりますが、先ほど不登校についての基本的な考え方の中で申し上げましたけれども、この問題は一人一人に応じた取り組みというのが最も重要ですので、未然防止の取り組みのために、まずは全ての生徒にこれはかかわることですけれども、よくわかる授業、そして励まし合い、認め合えるような集団づくりができる、そういう一人一人にとって、学校に来ることが本当に意味のあることだということを思えるような学校の暮らしを実現するということが、まずは大事だというふうに思っております。

それから、もう一つは、過去の欠席の状況をきちんと把握した上で、不登校になりそうな児童・生徒に対しては日常的な励ましとか、あるいは相談を行うような、そういう意味での予防的な取り組みをすること、これは今幾つかの学校で行われております。

もう一点は、早期発見と早期の対応の取り組みですけれども、不登校の、既に経験がある児童・生徒に対しては、欠席した場合、担任がすぐ家庭訪問をします。1日でも欠席をすれば、すぐ対応します。こういったことも、現在も進めておっていただきますけれども、今後はさらに徹底をしていきたいと思っております。

それから、もう一点は、管理職、それから担任、養護教育、教育相談がチームを編成して、保護者の方と連携をしながら継続的に相談や支援を続けていく。こうしたことによって、できるだけ早い発見と対応をしていくと。

それから、もう既に不登校となって長期化の予想がされる場合ですが、議員の御質問の中にもありましたけれども、スクールカウンセラー、それから相談員による専門的な相談を継続することと、

それから、できるだけその子その子に応じなければなりませんけれども、相談室の指導ですとか、あるいは適応指導教室での指導を行うということ。

そしてもう一点は、家庭訪問をしたり電話をかけたり、あるいはその日の状況を見ながら迎えにいったりということで、学校のかかわりを欠かさないようにしていきたいと。

高等学校との連携につきましては、進路の相談等の中で、高等学校の先生方といろいろ協議することについては、今後もそういった機会は大切にしていきたいというように思っております。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

社会情勢の変化と申しますか、そしてまた、家庭でのあり方、また学校教育とのあり方等々、なかなか複雑になってきておる中で、今出ましたスクールカウンセラー、スクールカウンセラーについては、心理的なと申しますか、メンタルヘルス等々についても支援をしていかなければならない、そういったことでスクールカウンセラーも本当に必要なことだと思っております。

そしてまた、今言われましたように、一人一人によくわかる授業をやっていく、また学校の大切さを思って学校へ行く、子どもも十人十色でありますので、そこら辺の支援員とか、相談員の方からの支援等は大変なところもあろうかと思っておりますけれども、将来を担う子どもたちには、そういった環境をつくってやるのが、今我々に課せられたことではないかなと思っておりますので、今後もそういった形で大きな役割を果たしていただくよう、よろしく願いをいたします。

今後は可能な限り、配置人員の増員と相談時間を多くとっていただく、このことが大切と思っております。そして、学校における相談体制の確立と児童・生徒に関する状況や悩みに関してプライバシーにも配慮して適切な情報の共有を行うことが大切であると思っております。

そうしたことを踏まえ、不登校児童・生徒に対して、また各学校の支援策はどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 教育長 青木修君。

○教育長（青木 修君） 児童・生徒一人一人に対してはそれぞれの学校で、先ほどお答えしたような内容で指導していただくわけですが、教育委員会としては、そうした学校の指導ができるように、まずは相談体制の充実を図っていきたいというふうに考えております。

幾つか相談体制について具体的な、私どもが今取り組んでいることについてお答えをしたいと思っておりますけれども、一つは、心の相談員と支援員ですが、現在中学校に8人の相談員の配置をしております。支援員は、小学校で28人、それから中学校で4人の配置をしております。

相談員につきましては、個別の相談を行ったり、あるいは生徒とともに生活をしたりすることで、できるだけ一人一人が学校生活に適應できるように、一人一人に寄り添いながら活動をし

ておっていただきます。

また、支援員につきましては、その学校の集団になかなか適応しきれない、あるいは活動がなかなか思うようにいかないということに対して、支援を必要とするという立場から学習とか、それから生活の手助けを行っております。

それから、もう一つは、市の教育相談員、これは、現在一人が市の教育委員会に配置してありますけれども、これは主に保護者の相談に当たっておりますが、非常によくやっておっていただいて、年間に300回前後の相談に乗っておっていただきます。件数として、今申し上げたように300回ほどになります。今年度も既に2カ月で70回ほどに及んでおります。これは、ほとんどが不登校傾向に対するケースに当たる相談ですので、非常に具体的、また親身になって相談に当たっていただきますので、このことによって未然に防ぐことができているケースっていうのは何件かございます。今後は、ぜひこの市の教育相談員についての、その処遇も含めて改善を図っていきたいというふうに思っているところです。

それから、スクールカウンセラーがありますが、これは県の事業によるものですが、全ての中学校に週1回程度訪問をしていただいて、本人の相談ですとか、あるいは教員の相談に乗っておっていただきます。

八幡中、それから白鳥中については終日ということになりますが、他の学校については午前、午後、それぞれに分けてスクールカウンセラーとしての仕事をやっておっていただきます。

小学校につきましては、白鳥小と八幡小に週1回、大体6時間程度、これを15週の配置をしていただいております。このスクールカウンセラーは臨床心理士の資格を持っておみえの専門家ですので、教育相談というほかに、それぞれの教員の心の支えにも、ときには乗っていただくというようなことがございまして、非常に私たちとしては助けられているっていうのは状況です。

そして、これは全ての先生方にとって、研修の機会も大事ですので、教育委員会としては不登校とか、それから発達障がいの方に対する研修ということで、3年間で全ての先生方に研修を受講しておっていただくと。今年度最後になります。それから、生徒指導指示研修として、これは年間に3回程度行っております。

こういった相談のほかには自立への支援ということで適応指導教室のスマイルというのを開設しておりますが、あそこの青少年センターに設置しておりますけれども、担当者1人が配置されていて、現在4人が利用しておりますが、ここの適応指導教室で自立への力をためていただいて、また学校へ戻ってきていただくということで取り組んでおっていただきます。

もう一点は、ケース検討会議ですが、これは郡上市としては、非常に健康福祉部や民生児童委員さんに御協力をいただいておりますけれども、何度もケース検討会議をしていただいて、このケース検討会議の中でも不登校に対する対応をきめ細かくやっておっていただきます。平成23年度

は19件で延べ50回、平成24年度では15件、延べ58回のこのケース検討会議を開いていただいて、不登校も含めた対応についていろいろ助言をいただいて効果を上げているところでございます。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

児童・生徒の相談内容が多岐にわたる中、市教委として、その資質の向上やマネジメントをどのように図っていくかが大切なことと思っております。

また、相談室で待っているばかりでなく、いろいろなところで児童・生徒たちに積極的にかかわるといったような相談員の待機型から接近型の行動姿勢が求められていると思います。

また、近年、さまざまな課題に直面する学校現場で、今御答弁がありましたスクールカウンセラー、ストレスを抱える教員が増加しておると聞いております。こういった場合に、スクールカウンセラーが教員のストレスは職場におけるものに起因する割合が高く、こういった教職員のメンタルヘルスについても考えていかなければならないと思っております。

いずれにしても、今現在、学校が抱えている不登校の問題等については、社会全体にかかわる課題であり、児童・生徒のさまざまな問題に市教委を初め、学校、地域、PTAが一丸となって取り組んでいかなければならないことでありますし、市当局の御尽力をよろしく願いしまして不登校に対する質問を終わらせていただきます。

続きまして、ジビエに対する支援策についてお伺いをいたします。

現在、市内において有害鳥獣による被害は、御存じのとおり深刻な状況にあり、死活問題に発展しているのが現状であります。この6月定例会においても一般会計の補正予算による捕獲による奨励金、緊急捕獲対策事業費等が上程されているところであります。こういった被害状況を鑑み、あの手、この手と以前より施策を講じていただけてきておりますが、現状は被害増大の一途をたどっているのが現状であります。

こういった状況を踏まえ、国・県において、近年急増している鳥獣害の被害に対して、適正な生息数を導くための捕獲を推進していますが、現状は厳しい状況にあるのが現状であります。

こうした鳥獣被害を少しでも食いとめる施策として、今回はジビエに対する支援策はどうかといった質問であります。そもそもジビエとはフランス語であり、以前はフランス料理にも使用された狩猟によって得られた野生の食肉を示すということでもあります。

今現在、大和町において普及しているところでありますが、今後、今以上に振興できないかという質問であります。けれども、このジビエ料理の普及には、まだまだ幾つかの段階を経ていかなければならないと考えております。だからといって、手をこまねいては、鳥獣害被害は増大の一途をたどっていくばかりであります。今、こうして大和町を初め、気運が高まっているときに振興

策を押し進める、こういった施策が、今必要と考えます。また、このジビエに対する施策が活力ある地域おこしにつながればと考えます。

こういったことを踏まえ、現状及び体制について農林水産部長にお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） ただいま、ジビエのことについての御質問でございます。その中で、大和における事例についてというようなことで御質問ございましたので、そのことにつきまして若干触れさせていただきたいと思っております。

大和におきまして、郡上やまと獣肉利活用推進協議会という組織が平成22年度にできました。これは、大和町の猟友会とか、観光協会、調理師会、食品衛生協会であったり、商工会とか、食肉業者とか地元のNPOとか、こういった方々で組織されておる協議会でございます。

なぜ、こういうものができたかということでございますけれども、理念といたしまして、有害駆除も含めて多くの鳥獣の命をとる中で、それをやっぱり捨ててしまうというのは余りにももったいないといったようなことがありまして、何とかこの肉を利用できないかと、また、とった肉が利用されれば猟師さんもたくさん意気に感じてとってもらえるんじゃないかといったことから、そうしますと必然的に農林水産物への被害も減ってくるんじゃないかといったことからできた組織でございます。

この協議会では、毎年商品開発とか、試食会、あるいは先進地への視察研修などを行いながら獣肉を使ったジビエ料理で、地域の活性化ができないかということでいろいろと協議をされております。ことしに入っても協議会で長野のほうへ視察に行かれまして、解体処理施設であったり、あるいはジビエ料理の試食等を体験されてまいりました。それを受けて、今月の7日には、また会議が持たれ、今後どのように推進していくかといったことで協議がされてございます。

市としても、特に大和の振興事務所が中心となりまして、この協議会と一緒にジビエで地域おこしができないかといったことで検討をしておるところでございます。

それで、ここにちょっとお借りをしてきましたが、これちょっと小さいですけども、こういった、これ卓上ののぼりですけども、郡上のめぐみということで、ここでジビエって書いてあるんですが、ちょっと小さいですので大きいのを借りてきましたんで……

（発言する者あり）

○農林水産部長（野田秀幸君） これ、のぼりの上のほうなんです、「地美恵」ってこれ当て字なんですけども、土地の美しい恵みと書いて「地美恵」と読ませるとということなんです、なかなかいい、これ当て字じゃないかなと思うんですけども、この上のほうには、この鹿とイノシシでフォークとスプーンかなこれは、といような、こういったものもつくって、うちではこういったジビエ

エ料理をやっていますよといったことで店舗の前なんか飾られて、一つの地域おこしの一つ、役割を担っておるというように思っております。

こういったことで、振興はされておりますけれども、実際にジビエの振興っていいますと、長野県に初め、多くのところでやっておるんですけども、なかなかやっぱり簡単には、「これつくった」で、「はい、できました」っていうような簡単にはなかなかいかないというようなこともございまして、今後も、市としまして、こういった取り組みがなされておるところと一緒に、振興策を考えていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(14番議員挙手)

○議長(清水敏夫君) 尾村忠雄君。

○14番(尾村忠雄君) ありがとうございます。ただいま、部長のほうから協議会のほうのことについてお話をいただきました。

私は、先ほど申し上げましたように、こういったとき、気運が高まったときにやってこそ成果が出るのではないかなっていうようなことを想定しまして、ジビエ料理が安全・安心で提供できれば、また、食品の衛生管理、商品化につながれば販路の確保と事業の確立、つまり地域おこしにつながり、できれば郡上のブランドとして確立していければと考えております。

しかし、実現するには現実には厳しいところもあります。その一つの段階の一つとして、獣肉にはいろいろと弊害があると聞いております。こういったことをクリアしなければ、安全・安心な獣肉とは言えません。それには、狩猟から解体処理までの流れのマニュアルが必要と考えます。ジビエ料理においては、基本的には生で食してはいけない、このことは食の安全業界の常識であり、販売となれば安全性を確保する義務があると考えます。

こういった衛生管理を踏まえ、マニュアル、また商品化等について、どう考えているか部長にお伺いをいたします。

○議長(清水敏夫君) 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長(野田秀幸君) マニュアルと商品化というようにお話だったと思ひます。

現在、市には衛生管理のガイドライン、マニュアルといったものは、残念ながらまだ整備はされてございません。ですけれども、国が定める野生鳥獣被害防止マニュアル捕獲獣肉利活用編というのがございまして、これをよりどころにしておるところでございます。

一方、県におきましても、ことしの9月をめどに、これ新聞に載っておりましたけれども、9月をめどに獣肉の衛生管理に係るガイドラインというのを定める予定となっております。市といたしましては、この県のガイドラインを見させていただいて、それを参考にしながら、今後検討していきたいというふうに思っております。

また、一方、商品のほうでございますけれども、イノシシにつきましては、昔から兵庫の丹波篠山

と、それから静岡の天城、この岐阜のこの郡上、ここがイノシシの三大産地ということで昔から言われておりまして、冬のシシ肉といったものはぼたん鍋というようなことで、昔からいろいろと料理屋さん、あるいは旅館とか民宿さんなどで提供がされておりました。

そういったことでございますけれども、またそのほか、最近商品化されているものとしまして、NPOの法人が開発をいたしました猪鹿ジャーキーとか、猪鹿ホルモンを使った猪鹿ちゃんであったり、イノシシの骨を利用した猪骨ラーメンといったようなものも開発されておりますし、また、八幡の方がひるがの高原サービスエリアとか、郡上旬彩館のほうで販売をされておりますハムとかソーセージ、フランク、こういったものも開発をされております。

また、八幡の団体の方が八幡の旧庁舎記念館で売っておられます「いのちゃんコロッケ」とか、また奥美濃カレーの協同組合が販売しておる鹿肉入りカレーとか大和の精肉店がつくったシシ肉100%ソーセージとか、また、大和の道の駅でつくりましたイノシシ肉のコロッケとか、また、大和のフィールドミュージアムの「ももちどり」では、季節限定でございますけれども、鹿ステーキなどが出されておるといった状況でございます。

また、郡上の旬彩館におきましては、大和の獣肉処理加工施設、これは猟師さんが個人でつくられた加工処理施設でございますけれども、これも保健所の許可をとってつくっておられる施設でございますけれども、この施設で加工したシシ肉、鹿肉というのを通年販売されておるといったこともございます。

また、先ほど説明をいたしました、この協議会ですけれども、こちらのほうでは、大和内の料理店で各種のジビエ料理を提供しておりまして、今後も試作を重ね、新しい料理を提供できるように頑張っておられますので、市としてもそういった取り組みを支援していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(14番議員挙手)

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） 多くの業者によっていろいろ商品化する中で、ブランド化を目指しながらやっていただきたい、私はそう思っております。

その中で、今も出ておりましたが、解体処理施設についてお伺いをいたします。こうして多くの業者が加工から商品化を目指す中、需要と供給の関係があると考えます。いずれにしても事業化を目指すならば、将来的なガイドラインを作成してジビエの普及に努めなければならないと考えます。

そうしたことを考えたときに、処理施設は必要不可欠と考えますが、今1軒の話が出ておりましたが、獣肉の解体等については、どう処理しているのか、また、どういった場所で行っているのかお伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 現在、先ほども言いました大和に1軒、猟師さんがその処理場を持っておられるということでございますが、八幡のほうにも猟師さんが1軒、同じ獣肉の処理加工施設を、これも保健所の許可をとってやっておられまして、そちらのほうで、今そういった保健所の許可をとった獣肉の処理施設というのは2カ所でございます。そこで、販売用に獣肉が解体され、処理加工されておるといったのが現状でございます。

（14番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） ありがとうございます。

中心になっていくのは、先ほど部長のほうから御紹介にありました郡上やまと獣肉利活用推進協議会だと思っております。この協議会として、主として今後どういった支援をしていくのか、これについても伺いをいたします。

○議長（清水敏夫君） 農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） 今ほどありました、この獣肉利活用の推進協議会でございますけども、今検討がされておりました、長野等にも視察研修に行かれまして、今どういった販路で、どのくらいジビエが流通していくんかというような検討をされておりました、例えばその検討の中である程度販売のめどが立つよとか、あるいは、ある程度供給量も確保できそうだとかといったようなことが、ある程度その道筋が出てきますと、じゃ加工処理施設はどうなるのという話になってくると思います。

ただ、今、大和の1軒の個人がやってみえます加工処理施設を利用されておりますけども、それ以上に量がふえてくると、そこ1軒では足りないということになりますと、うれしい話ですけど、そういった話になれば、加工処理施設を国の補助をいただきながら支援もしていきたいというふうに思っております。

具体的には、今のところは国では2分の1の補助があるというようなことで、こういったことも利用しながら、そういったことになったときにはお話もさせていただきたいというふうに思っておりますので、お願いいたします。

（14番議員挙手）

○議長（清水敏夫君） 尾村忠雄君。

○14番（尾村忠雄君） よろしく申し上げます。

ただいま、見せていただきましたのぼり旗に載っておりましたシシ肉、鹿肉、今は牛肉、豚肉かもしれない。けれども、いかに付加価値をつけて販売していく、そういったことを今後推し進めていただきたいと思います。こういったことを環境保全の点においても、大分大切なことだと思っておりますので、そこら辺をよろしく願いしまして、私の一般質問を終わらせていただ

きます。ありがとうございました。

○議長（清水敏夫君） 以上で尾村忠雄君の質問を終了いたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は、4時ちょうどを予定いたします。よろしくお願いいたします。

（午後 3時46分）

○議長（清水敏夫君） 御苦労さまです。休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 4時01分）

◎議案第82号から議案第88号について（議案質疑・委員会付託）

○議長（清水敏夫君） 日程3、議案第82号 郡上ケーブルテレビネットワーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程9、議案第88号 中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約についてまでの7議案を一括議題とし、議案ごとに質疑を行います。

議案第82号、議案第83号、議案第84号については、質疑通告はありませんので質疑を終わります。議案第85号について、質疑の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

12番 上田謙市君の質疑を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） ただいまの議案第85号 郡上市いとしろ青少年旅行村の設置及び管理に関する条例を廃止する条例についてであります。先日、この条例の意図するところの説明を受けたわけではありますが、それによりますと施設が老朽化したため条例を廃止するとの説明でありましたが、廃止後のこの施設はどのように処分をされるのか、お尋ねをいたします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長（山下正則君） 廃止後の処分の方法についての御質問でございます。これにつきましては、当初予算の折には施設の解体、撤去ということで予算をお認めいただいております。

また、土地でございますが、一般的には現状復旧するというような形になるかと思いますが、この土地の契約につきましては、所有者と石徹白自治会が無償貸借の契約をしておられまして、旧白鳥町と石徹白自治会が無償貸借の契約をしておるという中で、特に現状復旧の要綱はございません。したがって、整地というところにつきましては予算のほうには入れておらないということでございます。今の現状のまま、お返しをするということでございます。

それから、外構が若干ございます。現場のほうに移行っていきますか、水路の水遊びをするような形で引いてございますが、これについても撤去するということについては考えなくてよいという

地主のほうからの御意見でございますもんですから、したがいまして土地のほうはかまわないと、施設を解体、撤去するという事だけを、今考えておるところでございます。

さらに、ここで、現在までに自治会のほうからバンガローのほうについて、倉庫、あるいは休憩所として使いたいもんですから、2棟ばかり分けていただけんやろうかという話が来ておりますし、さらに石徹白の第3セクターのほうからもそういったような話をお伺いしておるわけでございます。

そのあたりを勘案いたしまして、この際、石徹白地域の地域団体、あるいは石徹白地域の振興しておる団体に限って払い下げをするというような形でできんかしらんということで、もしお認めいただきましたら、早速広告なり、何ていいますか、石徹白のほうへ回覧を出すなりして、そういった御提案を求めたいといふうにして思っておりますので、よろしく願いをいたします。

(「議長、了解しました。」と12番議員の声あり)

○議長(清水敏夫君) 了解ですか、はい、わかりました。

次に、6番 野田龍雄君の質疑を許可いたします。

6番 野田龍雄君。

○6番(野田龍雄君) 今回、廃止をするということですが、この機会に、この経過ですな、大体こういう取り組みについて、どんなような経過があつて、現状はどうなったか、そして最終的に廃止の理由ということについて御説明をお願いします。

○議長(清水敏夫君) 答弁を求めます。

商工観光部長 山下正則君。

○商工観光部長(山下正則君) 提案の折にもお話を若干させていただきましたが、この施設につきましては、昭和61年度に辺地債のほうで建設をしております。バンガロー8棟、シャワー棟1棟、炊事棟1棟、トイレ1棟、倉庫2棟と。バンガロー8棟と申しますのは、そのうちの1棟が管理棟でございますもんですから、合わせて8棟という意味でございます。

これを920万円で、平成62年の3月に取得をしておるわけでございまして、施設の運営につきましては白鳥町から石徹白地区、当時の石徹白区のほうへ運営管理を委託しておるといふ状況でございます。

郡上市になりまして、指定管理制度を導入したということから、平成18年の4月1日から平成21年3月31日の指定管理を行っていただくということで基本協定を締結しておるところでございます。

ところで、その経営の実績でございますが、平成20年度におきましての実績が入り込みが495人ということでございます。さかのぼりますことに、ここから10年さかのぼりますと、例えば平成10年の例を出しますと965人の方が利用をされております。

さらに、それからさかのぼりますことに、平成9年では1,799人、もう1年さかのぼりますと1,841人ということで、十二、三年の間にほとんど4分の1以下になっておるといふ状況が見られ

ます。

これにつきましては、近所に民間のオートキャンプ場が開設されたといったようなことがございまして、市民の方々、あるいは観光客の方々が高級志向ということもございまして、そちらのほうに流れていって、この施設のほうには、なかなかお出でにならないようになったということで、非常に老朽化をしたということで、平成20年度末をもって一旦休業いたしまして、自治会等々とこれまで話し合っただけでまいりました。

例えば、石徹白の地域の団体でありますとか、そういった方が石徹白のもう一回、何ていいますか、振興というのを図るために、このキャンプ場を修繕してでも使ったらどうかというようなことで、いろいろ議論をされておったようなんですが、我々も協議をしてみましたが、平成24年になりました地主の方から休業中であるならば、もう返還をしていただけんやろかという申し出がございましたもんですから、自治会のほうと話し合っただけで、自治会のほうもこれ以上営業するわけにはいかんということで廃止し、解体をし、更地にして戻すというようなことになりましたものから、今回お出しをしたいというものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（清水敏夫君） 6番 野田龍雄君。

○6番（野田龍雄君） いいです。わかりました。

○議長（清水敏夫君） よろしいですか。

関連質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で議案第85号の質疑を終了します。

次に、議案第86号の質疑を行います。質疑の通告がありますので、12番 上田謙市君の質疑を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 先日の提案説明によりまして、議案第86号については、この会議の目的などは法律で定められているということでありましたけれども、この会議を設置する意義と推進する支援の内容はどのようなものであるのかお聞きをします。

もう一点、条例の第3条5には、公募による市民も委員になるとのことですけれども、その公募による委員は何名程度を予定しているのか、お尋ねをします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） お答えをいたします。

子ども・子育て会議でございますけれども、昨年の8月に公布された子ども・子育て支援法に基づいて、条例をもって、設置をすることということについては、さきに御提案の説明の中で述べさ

せていただいたとおりでございますが、この子ども会議につきましては、認定こども園、また幼稚園、保育所、また、今国が方針として定めてございます小規模保育であったり、家庭的保育などの、いわば国のほうでは地域型の保育事業と言っておりますが、これらの利用定員を定める際や、市町村が基本方針に即して5年後、1期として定める事業計画というものでございますが、これを策定するとき、また変更する際に、この会議の意見を聞かなければならないということになってございます。また、同会議でございますけれども、自治体における子ども・子育て支援に関する施策の実施状況についても、調査、審議をすることとされてございます。

このように、この会議でございますが、自治体における子ども・子育て支援策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するといった非常に重要な役割を担っておるものでございまして、とりわけ児童福祉、それから幼児教育、双方の観点を持った方々の参画を得まして、地域における支援策について調査、または審議をいただくということにしてございます。

また、この会議でございますけれども、支援事業計画を策定する際に審議をいただくことは非常に大事なことでございますが、計画を策定して終わりということではございませんで、先ほども調査、審議としてお話をさせていただきましたが、継続的に点検、評価、また見直しを行っていくという、いわばPDCAサイクルとして回していく、重要であり、また非常に役割が高い意義ある機関として設置をしていきたいというふうに考えてございます。

次に、推進する支援の内容でございますけれども、まず、この支援策を講ずるに当たって、近々示される予定になっております国の方針に基づいて、今年度子ども・子育て世帯等を対象にしたニーズ調査を行いたいというふうに考えてございます。その結果を踏まえて、幼児期の子ども・子育て支援に係る、まず需要の量というものを把握させていただきます。

具体的には、学校教育や保育、また一時預かりであるとか延長保育、病後児保育、さらに、放課後児童クラブ、妊婦健診、こういったようなところの需要量というものを、まず見込みをさせていただくということでございます。そして、この見込に沿った形で、その施策が展開できるように、その内容であるとか、また実施の時期をこの計画で定めることになってございます。

この会議においては、そういった需要であるとか、また施策の内容、さらに実施時期等について来年度策定をいたします計画の段階で、それぞれ委員の方から御意見をいただくということになってございます。

次に、公募による委員の人数でございますけれども、少なくとも2名程度の参画をお願いできればと考えてございます。この会議でございますが、市長が委嘱をする委員15名以内で構成をすることになってございます。

具体的には、PTA、保育園、幼稚園、認定こども園の保護者の代表の方、それから市の保育研究協議会、また公立、私立の保育園、幼稚園からの団体の代表者、それから放課後児童クラブであ

るとか、乳幼児学級、それから児童福祉施設等に從事しておみえになる方の代表の方、それから学識経験者といたしましては、昨年、連携協定を締結してございます中部学院大学の専門科等を、そして公募による市民の代表により15名以内で組織をしたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（清水敏夫君） 12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） はい、了解しました。

○議長（清水敏夫君） わかりました。

関連質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で議案第86号の質疑を終了します。

次に、議案第87号の質疑を行います。質疑の通告がありますので、12番 上田謙市君の質疑を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） 議案第87号につきましては、先日の提案説明でどのようなことなのかということは承知をいたしましたけれども、今回のこうした措置が行われることによって、いわゆるここに出てきます特定世帯という名称での対象者が出てまいりますけれども、どのくらいの特定世帯がこの恩恵を受けるのかお尋ねをします。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 今般、お願いをしてございます条例の一部改正でございますけれども、特定世帯として5年間軽減措置を今、現行制度で持っておりますが、さらに特定継続世帯として3年間軽減措置を延長するというものでございます。

そこで、24年度末における特定世帯でございますけれども、1,064世帯でございます。国保全体で7,484世帯でございますので、この特定世帯の割合は約14%を占めてございます。特定世帯の数は、世帯構成であるとか、御家族の死亡といったことによって変化をすることから、現在、システム改修前でございますので、正確な計算はできませんけれども、20年度から5年経過した時点で1,064世帯になりますので、平均をいたしますと、1年間に約210世帯が増加してきたものと考えられます。よって、今回の特定継続世帯としての見込みでございますが、25年度においては約210世帯と推計をしてございます。

それで、この特例措置につきましては3年間延長されることから、2年目の26年度が初年度の倍数の約410世帯、さらに3年後の27年度は630世帯程度になるものと推計をしてございます。

また、今回の延長措置による減額部分でございますけれども、一般世帯が6,325円、2割軽減世

帯が5,060円、5割軽減世帯が3,163円、7割軽減世帯が1,898円になりますので、25年度において恩恵を受ける特定継続世帯全体で約96万5,000円が減額されると推計をしております。

そして、2年目の26年度が193万円、さらに3年後の27年度でございますけれども、あくまでも推計でございますが289万円ほどになるものと推計をしております。よろしく申し上げます。

○議長（清水敏夫君） よろしいでしょうか。

（「はい」と12番議員の声あり）

○議長（清水敏夫君） 関連質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で議案第87号の質疑を終了します。

次に、議案第88号の質疑を行います。質疑の通告がありますので、12番 上田謙市君の質疑を許可いたします。

12番 上田謙市君。

○12番（上田謙市君） この議案第88号につきましても、提案説明で大方のところを理解したわけでありまして、2点についてお尋ねをします。

1点は、この農業共済への加入条件と加入率はどのようなものであるかということと、一つ不思議に思いますのは、議会がなぜこの農業共済のこうしたことに関与しなければならないのかということ、その理由と根拠を示していただきたいと思っております。

○議長（清水敏夫君） 答弁を求めます。

農林水産部長 野田秀幸君。

○農林水産部長（野田秀幸君） まず、1点目の加入条件と加入率ということでございますが、水稻について言いますと、条件といたしましては、水稻20アール以上を耕作している農家は自動加入というふうになります。10アール以上耕作している人は任意加入となりまして、率で言いますと、水稻作づけ農家数が4,003戸に対しまして、3,721戸の加入があり、92.95%の加入率ということでございます。

それから、もう一点でございますが、議会が関与しなければならない理由と根拠ということでございますが、この中濃地域農業共済事務組合は一部事務組合でございますが、地方自治法の第290条によりますと、組合の設置、規約の制定、組織事務規約の変更等については関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないということになっておりまして、今回出ささせていただいておりますのでございます。

なお、構成につきましては、地方自治法の第287条の2によりまして、規約で定めるところにより当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることになってございまして、この中濃地域農業共済事務組合の規約の第6条におきまして、組合議員は各市町村の議会の議長及

び議員の中から互選した者というふうになっておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（清水敏夫君） 12番、よろしいでしょうか。

○12番（上田謙市君） はい、了解しました。

○議長（清水敏夫君） 関連質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 以上で議案第88号の質疑を終了します。

それでは、議案第82号から議案第88号までの7議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま、各常任委員会に付託いたしました議案第82号から議案第88号までの7議案については、会議規則第44条第1項の規定により、6月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（清水敏夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第82号から議案第88号までの7議案については、6月27日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（清水敏夫君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたりまして御苦労さまでした。ありがとうございました。

（午後 4時23分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 清 水 敏 夫

郡上市議会議員 古 川 文 雄

郡上市議会議員 清 水 正 照